

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

経済常任委員会会議録			
日 時	令和5年 3月13日 (月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時20分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	中村（誠吾）委員長、中村（吉宏）副委員長、横尾・小池・面野・高野各委員		
説明員	産業港湾・港湾担当両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、面野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和4年度おたるプレミアム付商品券事業の実施結果について」

「アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」について」

○（産業港湾）津田主幹

令和4年度おたるプレミアム付商品券事業の実施結果について御説明いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

こちらにつきましては、令和4年第3回定例会の際に進捗状況を（1）から（7）まで御報告しておりますので、それ以降の販売状況から順に御報告させていただきます。

では、「（8）販売状況」についてですが、令和4年7月1日から販売を開始し、追加販売を2回実施し、最終的に9月26日に6万5,000冊を完売しております。

「（9）取扱店数」についてですが、最終的に1,216店舗。内訳は、市内に本社・本店がある店舗が1,017店舗、市外に本社・本店がある店舗が199店舗に登録いただき、昨年度から全体で45店舗増え、多くの事業者に参加していただくことができました。

「（11）換金実績」につきましては、7月1日から11月15日までの期間に受け付けし、昨年度と同率の99.7%が使用、換金されております。

一番下の表の、商品券の使用構成ですが、市外に本社等がある店舗で、本来使用できない地域応援券が110枚使用されておりますが、お店が誤って受領してしまったもので、都度状況を確認し換金に応じたものであります。

また、市内共通券全体の約2割に当たる7万7,481枚が市内に本社・本店がある店舗で使用されていることから、商品券事業は、地元店舗の魅力の再発見につながっているものと考えております。

次に、アンケート調査の結果が2ページ目以降となりますが、詳細は調査結果の資料を御確認いただきたいと思いますと思いますが、消費喚起効果について簡単に説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

これは、市民向けアンケートに基づき商品券1冊当たりの効果額を分析しております。アンケート結果から、商品券1冊当たり1万3,000円分に792円の現金等を追加して使用したことが推計され、商品券に付随して消費された金額が1万3,792円になります。

この1万3,792円の内訳ですが、ふだんの買物に7,033円、残りの6,759円が商品券がきっかけとなった買物分となります。商品券事業全体に換算いたしますと、先ほどの1万3,792円に販売冊数の6万5,000冊を掛けまして、事業規模すなわち商品券と現金を追加して使用した額の総額は、約9億円となります。

そして、この約9億円の内訳となりますが、現金誘発効果額として、現金追加の総額が約5,150万円。消費喚起効果額として、商品券がきっかけとなった買物金額が約4億4,000万円と推計しており、これが消費の喚起につながったものと考えております。

また、18ページ以降に取扱店向けアンケートの結果について記載しておりまして、29ページにまとめがありますが、売上げについては52%が6月より増加したと回答しており、さらにそのうちの86%が来店者数の増加によるものと回答しております。客単価については、変化なしが多かったことから、この商品券事業により来店者数が増加し、ふだんの買物の消費によって売上げ増加につながったと推測されます。

以上のことから、今年度におきましても多くの店舗で商品券が使用され、幅広く市内経済に効果を及ぼしたものと考えております。

続きまして、アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」について御報告いたします。

資料2を御覧ください。

この調査の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費者の購買行動が大きく変化し、商店街や市場は厳しい環境におかれており、ウィズコロナ、アフターコロナ時代における新たな社会経済活動に対応するため、消費者が商店街等に期待する機能などを調査し、商店街等の新たな経営戦略、販売戦略の構築に活用するための基礎資料とするために実施いたしました。

調査の概要ですが、株式会社オー・プランへ業務委託し、小樽消費者協会や小樽私立幼稚園連合会など市内の団体へ調査票を配布したほか街頭での調査も実施いたしました。

調査期間は、令和4年8月1日から8月31日までで、調査項目は、消費スタイルの変化について、消費に対する価値観について、商店街等の利用についての大きく三つのカテゴリーといたしました。有効回答数は744件となっております。

調査結果につきましては、この資料の次に報告書の概要版をつけておりますので、後ほど御確認いただきまして、本日はこの概要の資料につきまして幾つかポイントに下線を引いておりますので、御説明させていただきます。

まず、①消費スタイルの変化についてですが、コロナ禍になってから「出かけなくなった」は、全道と比べて少なく、出かけることへの不安は他の地域より少ないことが分かりました。また、通信販売の利用は、「利用したことがない」が17%あり、全道の9%と比べ通販利用率は低く、利用する商品は、「衣料・靴・アクセサリ」が一番多かったものです。

次に、②消費に対する価値観についてですが、買物の際に重視する点は、家から近い、用事が1か所で済むなどはコロナ禍前後で大きく変わりませんが、「短時間で買い物が済む」や「感染症対策が徹底している」が、コロナ禍後に重視され、商品やサービスを購入する判断基準においてもコロナ禍後は感染対策を重視する傾向が見られました。

次のページですが、③商店街等の利用についてですが、商店街や市場を利用している割合が約7割ある一方で、29歳までの若者の利用が少なく、また、年齢が上がるにつれてコロナ禍前と利用頻度が変わらない傾向がありました。利用者の要望として、「店の種類を増やす」「駐車場を増やす」「営業時間を延ばす」が上位で、買物以外での要望は、休憩スペース、フリースペースの要望が多い結果となりました。

今後の商店街が取り組むべきこととして、「地域の賑わいや活力づくり」、「電子決済などの時代に合わせた取り組み」、「地域住民の憩いの場となる環境づくり」を回答する人が多く、地域のにぎわいや住民の交流などを求める一方で、電子決済などのデジタル化を求める人も多いことが分かりました。

次に、「4 まとめ」についてですが、これらの調査結果を基に小樽商科大学の須永将史准教授から助言をいただき、分析と提言をまとめとして報告書の最後の46ページに掲載しております。

資料には、それを要約して簡条書で記載しておりますが、分析につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化がもたらす消費者の嗜好や行動の変化など、コロナ禍での消費者の実態や消費者が求めているものなど具体的に分析しており、それらに適応した店舗企画、品揃え、販売手法などを検討し、新しい商店街の在り方や活動を一丸となり進めていくときであると提言しております。

最後になりますが、この調査結果は、市のホームページで公開するとともに、小樽市商店街振興組合連合会加盟の14商店街と市内6市場、その他関係団体へ配布し、今後の新たな経営戦略、販売戦略の構築に活用してもらおうものです。

○委員長

「令和5年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（産業港湾）由井主幹

令和5年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について、その概要を報告させていただきます。

本年2月10日に開催されました、令和5年第1回定例会におきましては、議案第1号石狩西部広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例案、議案第2号個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第4号令和5年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算、議案第5号令和4年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算が提出され、全ての議案が原案どおり可決されました。

○委員長

「産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について」

○（産業港湾）産業振興課長

産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況につきまして御説明をいたします。

資料3を御覧ください。

資料でございます、小樽市事業継続緊急支援金につきましては、昨年第2回定例会の補正予算の事業になります。内容は、幅広い事業者の事業継続を支援するため北海道が実施いたしました道内事業者等事業継続緊急支援金に該当した事業者に対しまして、北海道の支援金と同額を支給することで支援内容を充実させるものとなります。

申請受付期間は、北海道の支援金につきましては昨年12月23日に終了しております。小樽市におきましても、申請受付期間を本年2月末まで延長いたしまして対応をしていたところでございます。

資料につきましては、2月末までの支払い済みの件数と金額となっております、2月末ぎりぎり申請をいただいたものにつきましては、支払いが3月になりますので、現在集計中でございます。

○委員長

「令和5年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

「第3号ふ頭及び周辺再開発事業について」

○（産業港湾）港湾室主幹

それでは、令和5年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る2月15日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

議案は、議案第1号と議案第2号が、石狩湾新港管理組合の令和5年度の一般会計予算と港湾整備事業特別会計予算、議案第3号と議案第4号が、令和4年度の一般会計補正予算と港湾整備事業特別会計補正予算、議案第5号が、個人情報保護に関する法律施行条例案、議案第6号が、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案、議案第7号が、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案、議案第8号が訴えの提起に関する件となっております、それぞれ可決されたところでございます。

また、報告といたしましては、専決処分報告につき承認を求める件が1件あり、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を令和5年1月4日付けで専決処分した件が報告され、承認されたところでございます。

続きまして、第3号ふ頭及び周辺再開発事業について御報告いたします。

資料4を御覧ください。

こちらの内容につきましては、2月10日に開催いたしました経済常任委員の方を対象とした説明会にて説明させていただいておりますので、項目と主な内容のみ説明をさせていただきます。

まず、「1 再開発事業の進捗状況」についてです。こちらは、別紙1と別紙2を添付し、施設ごとに進捗状況と今後の予定を記載しております。

次に、2ページ目の「2 第3号ふ頭及び周辺再開発に伴う事業費の見込み」については、主な施設名別に国費と市費に分けて事業費を記載しております。

次に、「3 基部緑地(公園)の現時点での計画概要について」は、別紙3-①と②を添付し、緑地整備の基本方針などのほか、3ページに今後の検討課題を記載しておりまして、一つ目は、市民や観光客などの来訪者がより多く誘客できるよう、緑地や観光船ターミナル周辺に民間による便益施設の設置が可能なエリアを位置づけることを検討してまいりたいということ。

二つ目は、埠頭基部に現存する公衆トイレについて、その機能を廃止することで計画上整理しているが廃止後の取扱いについては検討を継続してまいりたいということに記載し、これらの二つを今後の課題として考えているところでございます。

次に、「4 みなとオアシスについて」は、登録時期は令和5年度末を目指しておりますが、登録の考え方については、別添4の資料のとおり進めてまいりたいと考えております。

次に、「5 港湾室庁舎について」は、基部緑地整備に伴い、現港湾室庁舎を解体することから、移転先の庁舎について、別添5のとおり新築する方針で進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「6 観光船ターミナルについて」は、港内の観光船乗り場の集約を行うとともに、にぎわい空間のさらなる創出のため、多目的ホールを併設した観光船ターミナルを、別添6のとおり建設してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、「7 全体スケジュールについて」です。観光船ターミナルの完成が令和7年7月頃となることから、その後の工程を考慮すると、緑地整備の完成が部分的に令和8年度となる可能性があり、スケジュールの再検討が必要となっていることから、引き続き調整を行いたいと考えているところでございます。

○委員長

「分区条例の改正について」

○(産業港湾) 港湾業務課長

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例の改正について御報告をいたします。

資料5を御覧ください。

まず、「1 分区条例改正の背景・主旨」でございますけれども、分区条例とは、港湾法の規定に基づき臨港地区内の分区における建築物、その他の構築物の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正の管理及び運営を図ることを目的といたしまして、平成8年に制定された本市の条例でございます。資料に戻りまして一つ目の丸ですけれども、小樽港の土地利用につきましては、この分区条例の施行以降、幾度かの部分的な見直しを行いつつ、同条例に基づき進めてまいりました。

二つ目の丸ですけれども、小樽港の特徴といたしまして、臨港地区が市街地に隣接しているということから、特に商業系の利用を求める事案の問合せ、相談、こういったものを原課として多く受けている状況にございます。

三つ目の丸ですけれども、令和2年12月に策定いたしました小樽港長期構想、また、これを受け令和3年12月に改訂した小樽港港湾計画では、小樽港の基本方針として、物流空間と交流空間の効率的なすみ分けを図り、物流、交流それぞれの振興に資することとしておりまして、この方針に照らして、いわゆる物流空間、分区上の港区で申しますと、商港区や工業港区については、荷役作業等の港湾関連活動の効率性や安全性を確保する上で、物流関連以外の利用制限をより明確化していく必要があるものと考えます。

また、その一方で、いわゆる交流空間、分区上の港区で申し上げますと、マリーナ港区や修景厚生港区については、にぎわいの創出に資するため、規制の緩和を進めていく必要があるというふうに考えております。

このような背景・主旨を踏まえまして、臨港地区全体の分区の在り方について検討を進め、必要な見直しを行う

ものであります。

次に、「2 分区条例改正の方向性」でございますけれども、長期構想の将来像であります、「ひと・ものが世界と行き交う北海道日本海側の物流・交流拠点」の実現に向けまして、物流、交流両空間の効率的なすみ分けを促すべく、分区指定及び規制内容の見直しを図ってまいります。

一つ目の丸ですけれども、商港区や工業港区におきましては、先ほども述べたとおり、物流活動の効率化や安全性の確保に資する規制内容について検討をしております。そのこととともに、特に商港区におきましては、小樽港に取扱貨物の増加につながる製造業等の建築可能枠を広げるといったことについても、検討してまいりたいと考えております。取扱貨物量の増加につながる製造業とは、具体的な例で申しますと、いわゆる塩化カリウム・塩化カルシウムなどの無機化学工業製品などの工場等を想定しておりまして、比較的環境負荷がかからないような軽工業の工場等で小樽港での入出荷が絡む、小樽港の港湾振興において、実効性が高いというふう考えられる事業者数を増やしていきたいという考え方であります。

二つ目の丸ですけれども、一方で交流空間でのにぎわい創出を促すため、マリーナ港区や修景厚生港区におきましては、商業系の建築物の制限を国の運用指針との整合を図りつつ、他港の事例を参考にしながら、緩和する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の丸ですけれども、今回の改正にのらなかったエリアが出てくれば、今後の土地利用動向をしっかりと見据えまして、必要な範囲の港区の見直しを随時図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に「3 今後のスケジュール」でございますけれども、主なものを上げさせてもらっておりますが、今週の17日金曜日に、小樽市地方港湾審議会を開催し、まずは分区条例改正の方向性について報告をさせていただきたいと考えております。その後、令和5年5月上旬からを予定しておりますけれども、パブリックコメントを30日間実施し、令和5年7月下旬には、小樽市地方港湾審議会にて条例改正案について、諮問して現時点で考え得る最速のスケジュールということにはなりますが、令和5年9月下旬をめどに、条例改正をしていくといったことで考えております。

○委員長

「観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書」について」

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書につきまして、右上に資料6と記載した資料に沿って御説明させていただきます。

観光税導入に係る有識者会議は、全部で5回開催されまして、観光振興のための安定的な新たな財源について、一定の方向性をまとめ、先月2月17日に座長から小樽市長に提言書の提出がございました。

提言書の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

2ページ目には、本市の観光の現状と課題、そして今後の方向性として、持続可能な観光地域づくりに向けた観光戦略の立案と戦略に基づく観光施策の推進について記載されております。

4ページ目を御覧ください。

4ページには、本市の財政構造の硬直化が想定される一方、行政には新たな観光振興の取組が求められ、新たな財源の確保が必要であるということが記載されております。

次に、5ページを御覧ください。

5ページからは、新たな財源の制度概要につきまして記載しており、(1)には、法定外目的税による財源確保が適当であり、宿泊税の導入が望ましいこと。(2)には、ホテル等に宿泊する行為を課税客体とし、納税義務者は宿泊者とする。こと。(3)には、宿泊税は、宿泊事業者による特別徴収が適当であること。

6ページ目を御覧いただきたいと思います。4)には、宿泊税は定額制とし、宿泊料金での段階税率は設ける

べきではないこと。(5)には、修学旅行は課税免除とすること。宿泊料金による免税点は設けるべきではないこと。

(6)には、特別な事情がある場合には、納税義務者や特別徴収義務者の納税義務を免除すること。

続いて7ページ、(7)には、宿泊事業者に配慮した制度設計とし、奨励金を支払うこと。(8)には、宿泊税を課す期間においても、入湯税の減額は行うべきではないこと。(9)には、宿泊税の導入時期は、慎重に見極め判断する必要がある一方、導入に向けた手続は速やかに進めることが記載されております。

9ページ目を御覧ください。

9ページ目には、新たな財源としての宿泊税の具体的な用途は、協議会の設置などにより、関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築すべきであること。また、宿泊税を活用する観光振興策として、歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、観光戦略づくり、観光施策推進体制の強化などが上げられ、実効性ある施策を議論することが望まれると記載しております。

次に、10ページを御覧ください。

10ページには、今後について、有識者会議の議論に基づく提言を踏まえ、市民や観光客、観光事業者の理解が得られる制度構築、新たな財源を活用した魅力的な観光都市づくりを期待する旨、記載されております。

なお、11ページには委員名簿、12ページには、有識者会議の開催実績が記載されております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、小池二郎委員の順といたします。

自民党。

○中村(吉宏)委員

◎アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」について

まず、報告を聞いてなのですけれども、物すごい多岐にわたるたくさんの報告がありまして、今これを一つ一つ見ておりまして、どこから行こうかというところなのですが、まず今報告を受けました、アフターコロナを見据えた消費者動向調査についてということであります。

新型コロナウイルス感染症が市内経済に与えた影響は計り知れないぐらい大きいだろうということを私たちも十分に承知をしております、このアフターコロナと言われる時期にしっかりと立て直しを図っていかなければならないということも十分に認識をしておいて、いろいろな議論をさせていただきます。

この調査を行って、いろいろな状況や傾向が見えてまいりましたけれども、一つ気になったのが、3番の③商店街等の利用についてというところで、市民の方からいろいろな御意見が寄せられております。設けてほしい施設なども記載がある中で、一番後段です、電子決済などのデジタル化を求める人も多いということなのですけれども、今、商店街でデジタル化がどういった形で浸透しているのか、もし状況が分かればお聞かせいただけますか。

○(産業港湾)津田主幹

商店街の電子決済の導入につきましては、直接調査はしておりませんが、商店街への聞き取りによりますと、以前よりは少しずつ浸透しているというふうには伺っております。

○中村(吉宏)委員

今、何とかペイとか、そういった電子決済が導入されてきているという一方で、こういった声が上がるといことは、商店街の利用に関してニーズが高まっているということであり、また、こうしたニーズを満たすことによってその利用促進にもつながるのかという印象を受けましたので、引き続き調査をしていただきながら、こういった導入、あるいはいろいろな種類、導入の仕方など、そういったものも商店街の方々と協議をしながら、その状況にふさわしい対応をしていただきたいと思いますけれども、この辺の御所見はいかがでしょう。

○（産業港湾）津田主幹

電子決済の関係なのですけれども、導入につきましては、個々のお店の判断ということもございしますが、市といましては、消費者の方からキャッシュレス決済の求めがあるということをお伝えをしますとともに、キャッシュレス決済のメリットなどについても情報提供をさせていただいて、そういう支援を引き続きやってまいりたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

私が想定しているのは割とICTに疎いといいますか、そういった少し御高齢の経営者たちもおられる中で、だけど売上げが伸びるのであれば、そういうものも導入したいなというお考えの方もいらっしゃるのではないかと思います。ましてやこのコロナ禍で、要するに非接触ということが非常に重要なのだという認識も全国的、世界的にも高まってきている中の話なので、こういったものの促進はぜひ進めていただきたいなと思います。地域通貨が電子マネーで行われるとか、そういうようなことがあれば、さらになおよしなのかと思います。この議論は今日はいませんけれども、いろいろ情報を集めながら、必要な情報を提示していただければと思います。

◎第3号ふ頭及び周辺再開発事業について

続きまして、第3号ふ頭及び周辺開発事業についてであります。今いろいろと御報告をいただきまして、これから取りかかるもの、あるいは途中経過のものもあると思いますけれども、1番の②で駐車場や客船ターミナルは令和4年度中の完成を目標にということを示されており、令和5年度から客船ターミナルは供用開始できるがということなのですが、令和4年度がいよいよもう年度末を迎える状況でありますけれども、今まさにこの件に関して具体の進捗の状況をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

クルーズターミナルにつきましては、工事は完了しております。

大型バス駐車場につきましては、駐車場の工事は、まだ完工までには至っておりませんが、残りの施設だとか引き続き進めていくところでございます。

○中村（吉宏）委員

ターミナルは完成しているということですね。予定どおりに進んでいるというところで一つ安心をいたしました。

それから、第3号ふ頭の関連でいきますと、①の岸壁改良の事業が進んできていると思うのですが、ドルフィンと併せて令和5年度に整備を行い完成後に供用ということになりますが、これの進捗というのは令和5年度、次の年度も間近ですけれども、いつぐらい辺りにいけそうといいますか、供用開始できそうかというめどがあればお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

直轄事業の関連でございますけれども、今回補正予算で国直轄事業の岸壁工事の部分の補正を先議いただいたということと、あと令和5年度につきましては、今回要求して予算で見ている金額が全額配当になれば令和5年度で完成する見込みとなっておりますが、大体スケジュール的には年度いっぱいぐらいまではかかるのかというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

予算の関係以上に、今物資に関連する、物価高騰だとか、供給の低迷などいろいろとあるので、年度いっぱいかかる。ターミナルが完成だという話だったので、少しでも早い岸壁の供用開始ができればいいなと思って伺ったのですが、これもなるべく早く供用ができればいいなと。決して無理にとはいいませんけれども、急いでいただければありがたいなと思います。

◎分区条例の改正について

続きまして、これは私が用意していた質問にも関連するのですが、分区条例の改正について伺いたいと思

います。

この分区の今後の考え方なのですが、報告資料の中で、分区条例の改正の背景ということがありました。一つは港湾法を受けて、本市が制定をしているこの分区条例でありますけれども、この資料の中身でいきますと、1の3番目の丸に、小樽港長期構想、また、これを受けて改訂した小樽港港湾計画で、小樽港の基本方針として、物流空間と交流空間の効率的なすみ分けを図るとということが示されているわけであります。

この方針に照らして、荷役の作業の効率性と安全性、それから物流関連以外の利用制限をより明確化していくと。一方で、交流空間とするエリアはにぎわい創出ということで、緩和というお話なのですが、一つは、何となくしっかりと目的に沿った規制の状況を明確化するのだということの反面、観光都市ですから、にぎわい空間、そういうところはできる限り緩和をするというような発想なのですが、ただ、次の分区条例の改正の方向性の中で、商港区と工業港区の考え方の中で、商港区の貨物の取扱いとその幅を広げるといようなこともお話がありました。塩化カリウムなどの例も挙げていただいて、そういった工場も商港区に入りやすくなるのかと思うのですが、そうすると私が今日この説明を聞いた中でイメージしたのが、商港区と工業港区というのは、融合されていくのかというイメージがあるのです。そういった考え方を持っているのかどうなのかということをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

これは私たちの腹案で、これからいろいろなところを議論を重ねながら方向性ががっちり決まっていくと思うのですが、塩化カリウムなどということで一つ挙げたものは、いわゆる重工業だとか、工業港区で考えられる規模の大きなものは想定しておらず、実を言うと塩カリ工場は、商港区のエリアで参入したい、出店したいということを当時の分区条例ではNGだったものですから、そのオファーを受け入れられなかったというのがあります。ひもといてみると物流、荷揚げや荷出しが小樽港で利用しているものということでありますので、そういった規模などもあるかとは思いますが、そういうものを分区条例の裏面の建築可能な業態の限定列举になっていますけれども、その中に入れていこうかという考えで、商港区が工業港区化していくというような方向性は今のところ考えておりません。

○中村（吉宏）委員

実は、これを聞いたのも非常に重要な観点で、今くしくも限定列举というお話がありましたけれども、これもかつて某漁港区の分区条例の別表の取扱いをめぐって、例示列举だ、限定列举だなどというような議論も多々あったわけです。その中で、今の状況では限定列举で分区条例の各規定で進めていくのだという中で、一つ原材料が工業系のものに当たるというものも、積み下ろしと保管という観点で商業港区で扱えるようにしていくのだという方向性で確認をさせていただきました。

というように、今いろいろと心配をしているのは、こうした今までの線引き、すみ分けを場面によっては緩和をさせたり、場面によっては少し一定の幅を広げたりというようなことが行われ得ると思うのですが、そういう作業をする中で、従来設定されている分区条例の規制を目指していく観点の部分とのバランスといいますか、整合性といいますか、そういったものを保てるのかという不安があるのですが、その不安の前提として、今日こうして資料の中に示していただきましたが、今後の分区の考え方、港湾法や条例を小樽市が定めていくに当たって、このまちの今の港湾の特殊性とか、小樽市としての特殊性とか、そういったものを考え併せた分区自体の考え方というのが、もう一つ示し切れていないのではないかという思いがしております。何を緩和して何をしっかりと厳格に保つのかというのを、もう少しきちんとした定義の下に概念化していくというか、そうした作業も必要かと思うのですが、この考え方という部分で今私がお示しした不安と、それからこうするべきではないかということについて、何か御見解があればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

あくまで小樽港長期構想と小樽港港湾計画にある、物流空間と交流空間の効率的なすみ分けというのが基本とし

て私たちの軸にあります。限られた広さの港の中で物流面、交流面双方の振興を図るべく今後も進めてまいりますのですけれども、ここで示したのは方向性についてまだ素案までもいかない考え方、方向性ですので、そういった細かい部分、この先小樽港はどうなっていくのかというような将来像も含めて、関係団体や関係機関等とも詰めていきながら進めていきますので、今この段階で細かい部分のところはお示しできていませんが、今後進めてまいりたいと思います。

○中村（吉宏）委員

少し抽象的なお話なので、つかみどころがないかもしれません。ただ、港湾法のことを考えてみれば、これは国が制定する法律なわけでは、国はどういう港を見ているのかということ、多分小樽港のことをずばりそのまま見てくれた形の法令ではないと思うのです。どういうところを見ているのかということ、例えば東京港だったり大阪港だったり横浜港だったり、大規模で、ものや人、企業がわっと集まってくるところが無秩序にならないように線引きする必要があるよねというのが恐らく立法趣旨なのだろうと思うわけであります。

大きな港はいろいろな要素があってそれなりの土地も幅もあって、大きさも兼ね備えていてということなのでしようけれども、小樽のように、物流や観光など様々な要素が混在する港というのは、先ほどの御答弁でもあったように、比較的小さな港の中に多機能を集約しなくてはならないということで、さらに基幹産業である観光を守らなくてはならないとか、いろいろなことを考えると、分区自体の見直しを本当にしっかりと根底から行わなければならないのではないかという思いがしているのが一つ。さらに港湾法が求めている分区における条例を、各都市が制定をしろということを受けていくのであれば、その規制と緩和というところは本当に慎重にやらないと、一つには、利用したい人が利用できないなどという問題も発生してきて、それが場合によっては差別的などいいますか、不合理な区別に至ってしまうような場面も出てくるのではないかと思います。

そういう懸念があって今こういったお話と質問をさせていただいているのですけれども、よくよくそういった部分も検討いただきながら、具体の作業を進めていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

分区条例自体は、委員のおっしゃるとおり、港湾法第39条からきて制定することができる規定で、それに基づきまして平成8年に施行したものでございますけれども、港湾法上、無秩序な土地利用を回避するとか、臨港地区内の計画的な土地利用、それから民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するとかというような趣旨があります。無秩序ということ言えば、何でもいいよということはやめて港湾の活動に資するもので網かけをしていくという中で、長い年月の間に港湾機能が沖合展開とかになっているので、今や臨港地区、港のものだけの性格が低減したり、消失したりしているエリアもあると。

だから、一般的都市機能についても、その港湾行政、都市行政の間でバランスを取りながら、地域のニーズに見合ったものに、これは委員のおっしゃられた緩和の方向の話をしているのですけれども、そういった国の見方も表示されてありますので、港湾を守るのですけれども、何から何までがんじがらめというよりか時代とか経済動向に則したというのもあって、でも基本的には長期計画と港湾計画が背骨にはありますよということですので、その辺はよく見極めながら改正について進めてまいりたいと思います。

○中村（吉宏）委員

方向性は、少し分かりました。今、国との関係のお話が出ましたけれども、ちょうどその交流空間でのにぎわい創出のところで、国の運用方針との整合性を図るという文言があるのですが、この国の運用方針というのがどういうもので、今、小樽市はそれとの整合性をどのように保とうとしているのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

最新では、令和4年12月16日に示されておりますけれども、基本的には分区条例における基本的な考え方、各港区で建設可能なものというような骨子が示されている運用指針、ガイドラインで、各港はこれをベースにその実情

に合った形でアレンジと言ったら言葉がいいのか分かりませんが、そういうことに活用しているというようなものでございます。

○委員長

説明員に申し上げますが、中村吉宏委員がお尋ねになったのは、交流空間の運用指針ということについて国の運用指針はどのようになっているかということ質問されたと思うのですけれども、そこについては御回答できますか。

○中村（吉宏）委員

今の回答で、国が運用指針として明確なものを出してきたと。これはどこの港区でも限らず、そういうものを出してきたという認識でよろしいのですよね。

○（産業港湾）港湾業務課長

そのとおりでございます。

○中村（吉宏）委員

それで、さらに地域事情をベースにしてアレンジしてくださいという話で、明確なものを出してくれたと。平成27、28年ぐらいにこれを出してくれたらよかったですよね。そういったものに基づいているのだということが分かりました。

もう1点気になったのが、先ほどから小樽港長期構想、それから、それを受けて改訂した小樽港港湾計画で、小樽港の基本方針が打ち出たということですが、この改訂の段階で分区の見直しというか、全般的な見直しというのをある程度検討をしていたのか、その中に含ましめて計画を改訂に運んでいったのかというところの観点というのはいかがなのかと思うのですけれども、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

小樽港長期構想と小樽港港湾計画の関係でございますけれども、まず小樽港長期構想においては、先ほどからお話があります物流空間と交流空間のすみ分けをやりましょうということで、大きくは第3号ふ頭とマリーナ周辺を位置づけたというような状況でございます。

小樽港長期構想では、そのほかに各ゾーニングということで土地利用のゾーニングというのも位置づけた。それをもって小樽港港湾計画では基本的には一緒なのですが、改めてゾーニングをし直して、さらには土地利用計画というものを立てていますので、それが基本的なベースになっているというような考え方でございます。

○中村（吉宏）委員

そのゾーニングと土地利用計画に基づいて順次、手をかけていくところから分区の見直しを行っていくのだという考え方ということでよろしいですね。

○（産業港湾）港湾室主幹

基本的には、小樽港長期構想と小樽港港湾計画をベースに、今回の分区条例の改正という流れでございます。

○中村（吉宏）委員

今、状況が見えてまいりまして、それで今、条例の改定作業を行っていくということでありますけれども、これまでのロードマップ、今後のスケジュールというところで示されているのですが、これは非常に議会も関心を持っていろいろとチェックをしながら進めていかなければならない案件だと思います。このスケジュールもそうですけれども、議会との関わりの部分も含めて、今示せるロードマップを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

スケジュールですけれども、今日、経済常任委員会で報告をいたしました。この後、庁内議論、関係部長会議なども、既に1回やっているのですけれども、3回予定しております。それから近隣企業とか、利害関係者といいま

すか、地権者といいますか、そういう方に対する説明も入れまして、議会への説明を7月上旬にもう一度考えています。それから報告でお示ししましたけれども、地方港湾審議会の2回目の諮問を7月下旬にやりまして、この間、条例改正ですから、総務部行政係とその辺の文言の内容の調整も重ねまして、令和5年8月上旬になりますけれども、例規審査委員会を経まして、報告でも申し上げましたけれども、最速で令和5年9月、第3回定例会で議決できればなということで。それまでに当然、経済常任委員会の委員の皆様には議決の前の段階で再度説明をするというようなことが、主なものとしてはそういったスケジュールになっています。

○中村（吉宏）委員

具体的にはそういう進め方をしていくということですね。

随時、御報告はいただきたいと思います。

それと、分区を見直した中で、見直すところにいろいろな用地があると思うのですが、その使い方といいますか、そういったところについては、先ほど具体例が一つ、塩カリの話で出ましたが、ここを見直していく中で、どういう使い方をされるのかというのを気になるところなのですが、その辺はどのようにお考えなのかお示ください。

○（産業港湾）港湾業務課長

今、臨港地区にある、見直しをかけていった土地はほとんど民有地ということが主立ったところだと思いますので、民有地に対して私どもで整備するだとか、手出しといいますか、そういうことはできませんので、民間活力によりまして開発行為がなされていくものと思います。私たちの役割としては、その分区をしっかりと分区条例をつかって、それに限定列举ではありませんけれども、それに適合するかどうかチェックをしっかりとしていくのが、まずは私たちの役割かと思っております。

○中村（吉宏）委員

チェックもそうなのですが、いろいろな目的があって港湾の利活用が促進されるようにということで、この見直しを行っているわけで、なぜこの質問をしたかという、第3号ふ頭基部のところの商業施設を建設しているエリアのところ、観光というところに特化した形での分区の見直しというか、変更を行ったと思います。

それで新しい商業施設の建設は進んでいくのでしょうかけれども、そのエリアの中にあるせつかくの歴史的な建造物と足り得るかどうかわかりませんが、石造りの倉庫なども含まれていて、その辺の利活用がどうなっていくのかというのを私は注視をしているところでありまして、そういった周辺の土地や建物がしっかりと活発な港湾活動、あるいは観光に資するものとして使われていくことが必要なのではないかと。少なくとも民間所有、民地というお話がありましたけれども、それであれば周辺の土地の地権者や所有者に、こういう分区の変更になりました、こういうものが造れますよということもお示ししながら、しっかりと活発な利用に資するようにお願いしますということも、伝えていく必要があるのではないかとと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

まず、分区の見直しについてでございますが、先ほど港湾業務課長から御説明があったとおり、当然改正していくところでは、今御利用している方、地権者の方々に改正の方向性をきちんと説明をして、皆様に御理解をいただいて改正をしていくという形になりますので、まずその時点でどういうことができるかということは、きちんとこちらで説明させていただきます。

また、いろいろな規制の仕方にもよるのですが、緩和される部分があって、できることが増えれば、当然港湾活動、物流についてもそうですし、観光についてもそうですが、そういうものに資する施設が来ていただけるような環境づくりを我々もしていきたいなということで考えております。

○中村（吉宏）委員

民間の方などは特に情報が分からないわけですから、その説明を丁寧にしていただきたいと、これはほかの港

区についてもお願いをしたいと思います。

◎インボイス制度導入について

続いて、インボイス制度に関連しての質問に移らせていただきます。

本年10月から導入されるインボイス制度について国税庁のホームページでは、ずっと周知をされてきているのですけれども、具体的内容などについていま一つ、市内における理解が進んでいないのではないかと懸念をしております。特に、いわゆる一人親方の方ですとか、これまでなかなかこの制度になじんでいないとか、あるいは税理士と接点なく、自分で確定申告していた方とか、どうなるのだろうという不安の聲が寄せられておりますが、本市としてこのインボイスに移行するという周知は行っていらっしゃるのか。

また、対応などがあればお示しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

周知の件でございますが、後志総合振興局を通じて税務署などが実施する説明会の周知依頼がありますので、それにつきましては、市内の関係する経済団体へ周知などを行っている状況でございます。

○中村（吉宏）委員

それは、後志総合振興局から来たものが、小樽市として何か一定の場で市民の皆さんに提示をしているということでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

市として提示をしているというよりは、関係団体に、こういった説明会がありますよということで、周知をしているということです。

○中村（吉宏）委員

私の手元に入ってきた情報ですと、小樽観光協会が事業者向けに、この制度の説明会をオンラインでやりますよというのが入ってきております。非常にいいなと思っておりますが、実は、ICTが苦手という事業者たちもいらっしゃる中で、また実施日が平日の午前中とか日中なので、なかなかそこにリーチが届かないというような方もいらっしゃるって、そういった方たちに向けた、小樽市民の方なので、漏れなくこの情報にきちんと触れられるような機会を設けてほしいなと思っておりますが、小樽市として何かやっている、あるいはやっていますとか、これから何か検討しますなどというようなことはないのか、お示しいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在のところ、産業振興課へのインボイスに対しての相談等はない状況でございます。確認しましたところ、国税局でも制度全般の問合せができるフリーダイヤルを設けていると。あとは実際にインボイスの登録をするときに、申請書を税務署に提出するわけでございますが、この書き方などは、説明会以外にも税務署に電話をすれば、書き方は私どもでお答えしますよというふうに回答いただいておりますので、そういったものを利用していただくものいいのかなとは考えております。

○中村（吉宏）委員

なるほど、市役所には問合せがないと、私のところには数件問合せがありまして、市役所に聞いてと言っていいものなのかな、どうなのかなというのも迷いの中にもありました。どこでこれを消化すればいいのかなというのが分からないというのが、市民の皆様の正直な観点だと思います。税務署に聞けばと言ってしまえば簡単なのですが、あまり優しくないなという印象がありまして。

例えば、今、答弁していただいた内容がホームページだけで終わるのかどうか分からないけれども、登録はお済みですかというような喚起とともに、こういうところにアクセスしたら情報がもらえます、あるいは登録に向けた説明をもらえますよというような、市民向けの誘導なりをやっていただきたいと思っておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今の時点でお話をさせていただきますと、問合せの件数もないという中で、市で問合せの窓口というのは、今考えていないところでございますが、インボイスの事業者になるのかどうかという判断につきましては、様々な経営上の相談事もあるかと思っておりますので、そういったことに関しましては関連団体で、専門の相談体制を設けているところございますので、そういったところがいいのか、単純にインボイスの登録をするなら税務署がいいのか、相談があった場合にはこういったことを考えながら適切に対応していきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

今のお話、まさにどこに行けば分かるのかというのを、示す案内をホームページとか、そういうのに示していただきたい。例えば小樽商工会議所に行けば、教えてくれるのだろうか、もちろん教えてくれるとは思いますが、ただ個人事業主で、自分は商工会議所の会員になっていないし、使わせてもらっているのだろうかとか、そういう遠慮もあったりとか、民間の方はそういう発想をお持ちになるのです。そこを酌んでいただいて、小樽市役所の中も、どこがこういう相談ができる窓口なのかというの、私も今伺って分かったような状況ですから、来たからお返ししますではなくて、こういう相談はここに連絡をしてくださいというような、もしそういう問合せが来たら、返答できるような準備を整えてほしいというのが思いとしてあります。市民の方に向けた情報発信は市民に対して優しさというか、今人口減対策でということをやっていますけれども、市民の方に丁寧な対応をするという行政の立場としても、これは重要なことなのではないかと思っておりますが、再度検討していただきたいと思うのですが、最後御答弁いただきたいと思っております。いかがでしょう。

○（産業港湾）産業振興課長

今いただきました御意見でございますけれども、インボイスに限らず、例えば創業の支援ですとか、小樽市として産業振興課として様々な情報の提供はしておりますが、こういったものの整理の中でこういったことができるのか、考えさせていただければと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎「観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書」について

報告の中から、観光税について何点かお伺いしたいのですが、おおむね宿泊税ということで、外枠は決まってきたのかという感じなのですが、これから市で考えていかなければいけないのが、徴収方法だったりということだと思うのですが、これは、徴収する係というのは財政部になるのかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

今後の制度設計につきましては、今回の提言書を踏まえて、市でこれから詰めていくこととなりますけれども、現在、有識者会議の事務局としましては、総務部と財政部と産業港湾部になってございますので、総務部、財政部と相談しながら、具体的な制度をある程度詰めれた段階で、そういった担当についても確認していくことになるというふうに認識しております。

○面野委員

次が、定額制になると御報告いただいたのですが、先進都市でもこの宿泊税を導入している自治体があるので、もし分かればいいのですが、例えば何名が泊まって、それに定額幾らの分が徴収額になるというふうになると思うのですが、何人泊まったというのは、あくまで施設の自己申告的なものになるのですか、それとも

何かそういったシステムのものがあるのか、その辺については、先進自治体などの事例も含めてお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

先進自治体の事例等につきましては、まだそこまで詳細を確認できていない部分がございますので、現時点でお答えするのが難しい部分がございます。

○面野委員

次に、徴収した、いわゆる法定外目的税の使途に関して、報告の中では9ページに大きくこういうテーマでということに主に五つ列挙されているのですが、さらにもっと具体的な事業にこの集まった徴収額を振り分けていく使っていくのだということを決める人たちは誰になるのですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

有識者会議の提言書の中では、具体的な使途というのは協議会の設置などにより関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築すべきだとなっておりまして、これから市で具体的な制度設計に入りますけれども、当然宿泊施設の皆さんですとか、そういった方が中心となっていくのかと思いますが、繰り返しになりますが、制度の詳細につきましては、これからとなります。

○面野委員

徴収先は宿泊施設にはなると思うのですが、きっとその税金の使い道というのはもちろん宿泊施設だけに限らず、多岐にわたるものだと思うので、きっと協議会のメンバーというのをどういう構成にするかによって、使いたい方向性というのが大きく変わってくると思うので、その辺に関しては今後の議論になると思うのですが、メンバーの構成、選定については慎重に考えていただきたいと思います。

観光税で最後なのですが、今後の手続の流れで、市民へのパブリックコメント、それから条例の制定、総務省への同意ということなのですが、この辺は期間的にはどれぐらいかかるという見込みでいるのでしょうか。というのが、きっとこの観光税導入というのがいつからやりたい、いつからやらなければならないという議論がこれから起こってくると思うのですが、その辺を踏まえて、手続的には最短でどのぐらいかかるのかという見込みがもし分かればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

提言書の後のスケジュールにつきましては、令和3年12月に開催されました第3回の有識者会議の中で、スケジュール感をお示しするために説明したことがございますけれども、その中では、仮に令和4年3月中に提言書が当時まとめられて市長に提出した場合につきましては、令和4年5月に宿泊施設と意見交換をして、そして総務省との事前調整については、令和4年8月ぐらいではないか、市議会につきましては令和4年9月の第3回定例会ぐらいではないか、パブリックコメントについては、令和4年9月ぐらいではないか、市議会に条例案を提出、可決いただくのが令和4年12月ぐらいではないか、そういったことで御説明をした経緯がございます。その後、総務省に同意の申請、総務省の同意、こういったのが令和5年1月から3月。そして実際の条例施行、徴税の開始ということになります。これが令和6年4月ということで、繰り返しになりますが、令和3年12月の有識者会議で説明した経緯がありますので、大体2年ぐらい、実際に徴収を開始するまではかかるのかというふうに、説明をさせていただきます。

○面野委員

おおむね方向性は、きっとこの有識者会議の中の御提言に沿ったものになるのだろうと思うのですが、今ほどお聞きした、徴収の担当部署であったり、どういう事業に充当していくかということがこれから一番重要な部分になってくると思うので、また進捗については、随時お伺いしていきたいと思っております。

◎若い世代の地元定着について

次に、若い世代の地元定着についてお伺いしたいと思います。

私ごとなのですが、ただいま議員インターンシップで、小樽商科大学の1年生2名が私とともに活動しております。2月のまちづくりのイベント、そして今回第1回定例会など、そういった私の活動とともに一緒に小樽市のことを考えてもらっているのですが、彼らももしかしたら卒業したら、ほかの地域に転職、転出してしまふかもしれないのですが、現在、彼らに小樽市の将来について、若い世代、学生の目線でインターンシップを通じて考えていただいております。今回は、そんなインターン生が考えてくれた今後の小樽に必要な行政サービス、それから市内の企業の取組に関する提言を踏まえて質問をしていきたいと思っております。

まず、インターン生の小樽市の課題については様々あるのですが、まず取り上げていただいたのが、率直で大変厳しい意見なのですが、魅力的な雇用先が少ないという問題があるということです。

実際、小樽市の現状を分析すると、有効求人倍率は高いにもかかわらず、労働条件や希望職種の求人がないなどの理由で人口が他地域に流出している。また、アンケートの結果によると、地域外での就職は給料の低さではなく、労働条件の悪さ、希望職種の求人がないことが問題であると考察しています。労働人口の維持のためにも魅力的な雇用を創出する必要がある。しかし、実際には小樽市のような小規模な都市に大企業を誘致することは難しいであろう。

いろいろとそういったことで分析されているのですが、それらについて、解決する具体的な政策としてまち全体での学費援助を行ってみてはどうかということなのですが、地元の高校生ないし、大学生を対象に奨学金の支援制度を行ってみるのはどうかということなのですが、いろいろと懸念点はあるにせよ、やはりこの小樽市で働きたいという方の一つの条件として、奨学金の返済の支援を行っている企業があるというのは、実際の若い世代の皆さんからしてみると、なかなか有効的な手段なのかというのは、私も以前からは考えているのですが、まずは現状についてお聞きしていきたいのですが、今年3月1日に、市内の高校では卒業式が行われておりましたけれども、今年の市内の高校の卒業生は、何名か把握していますか。

○（産業港湾）商業労政課長

今年の1月末現在の数字になりますけれども、3月の高校卒業生数は946名とさせていただきます。

○面野委員

それでは、その946名の卒業生の方の内訳になるのですが、進学、就職、その他。大体進路というのは、大きくはこの三つになるのかと思うのですが、今回の卒業生、その大きく3種類に分けた進路について、押さえている点があれば御紹介をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

各高校には、就職といった観点で調査をしております。そこでは就職希望者数を押さえておまして、946名のうち198名となっております。また、進学など就職希望者以外という意味では、卒業生数から就職希望者数を引いた748名ということになります。

○面野委員

それでは、就職とそれ以外ということになっているのですが、市内と市外への進路については、就職、もしくは進路について、何か分析、調査されている点があればお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

こちら、1月末現在の数字ということになりますけれども、市内、市外への進路といたしましては、現在の就職の内定者数は182名となっております、そのうち市内事業者への就職内定者数は72名となっております。そこから市外への就職者数は差引きをした110名ということになってございます。

○面野委員

やはり、182名内定いただいた卒業生の皆さんの半分は市外へ出てしまうということがただいま伺えたのですけれども、それでは、本題に戻らせていただきますが、まち全体での学費援助、要は奨学金の返済支援が主なものになると思うのですけれども、これらに関して、本市の担当部署で協議されたという経過は今までございますか。

○（産業港湾）商業労政課長

学費支援という意味ではないのですけれども、奨学金の支援ということであれば、企画政策室でも検討しているといったところがございます。またこのほかにも平成22年度、23年度になりますが、市内に住民登録がある新規高卒者を6か月間継続して正規雇用した場合に、奨励金を企業に交付する事業といったことを実施したといった経過がございます。

○面野委員

それでは、高校生、大学生の新卒者、いわゆる若者の市内の就職、定住について、小樽市では重要性をどのようにお考えで、現在その若者の市内就職、定住について、促進を促すような実施している取組があれば、御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

若者の市内就職、定住の条件、または実施している取組ということでございますけれども、今年度も若者就職マッチング支援事業も実施をしております。企業見学会ですとか、企業見学バスツアー、また企業が学校へ行って説明をする、企業出前説明会などを実施しております。

この取組の中でアンケートを実施しております。就職するに当たって必要な条件というのを聞いている部分がありまして、そこで一番多かったのは仕事の内容、次に福利厚生、給与、通いやすさといった順番になってございました。

この条件というのは求職者によってそれぞれ違うとは思いますが、こういったことを満たすことが、また定住にもつながっていくだろうということは考えてございます。そのようなことから、会社概要の紙のパンフレットですとか、ホームページだけでは知ることができない、市内企業の担当者からの生の声というか、そういったものを聞いて、比較をすることができる若者就職マッチング支援事業の取組が重要だというように考えてございます。

○面野委員

やはりこのマッチング支援事業などを通して、先ほど市内で72名の方が内定されているということで、どのぐらいの効果かということとはなかなか図ることは厳しいのかもしれないのですけれども、今お示しいただいた若者就職マッチング支援事業というのは、きっとそれに参加しないとなかなか分からない、市内の就職に結びつかないという、そういったものの趣旨の事業だと思うのですが、例えば奨学金の返済の支援ということになれば、直接小樽市が行う事業ではなくても、こういう支援制度があるのだということで、まずそこに就職しようかどうか考えるときのひとつメリット、ポイントになると思いますので、やはり市内の学生だけではなくて、ほかの新卒者の皆さんをターゲットにするという意味でも、奨学金の返済支援制度というのは重要な位置づけになってくるのかと思います。

実際、分野は違うのですが、看護学生が小樽市立病院へ就職ということを条件に、奨学金支援を実施しているということでお聞きしていますけれども、やはりこういった制度の枠を、もしかしたら小樽市職員になりたい方、もしくは市内の企業で働きたいという方、そういった方にも、この奨学金返済支援制度ということを考えていったら、若い人たちの就職、定住の一助になるのかと考えられますが、こういった政策は必要だと考えられますでしょうか。

一応この政策を考えた学生が傍聴しておりますので、できればよい御答弁をいただければと思います。いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員からもありましたとおり、例えばそういった会社で、うちは奨学金の返済制度があるよといったことが

あれば、人材不足といったことがございますので、会社にとってもセールスポイントになるのかというようには思っています。

また、市で実施する場合ということであれば、先ほどもお話ししましたけれども、企画政策室が担当とはなっておりますが、やはりニーズですとか、効果を見極める必要性というのがあって、その判断が難しいのかというふうに考えてございます。

○面野委員

人口減少対策、少子高齢化の課題というのは、子育て支援だけやればいいのだ、高齢者支援だけやればいいのだ、若者定住だけやればいいのだということではなく、幅広く多岐にわたって全てつながっている課題を解決していかなければ進まないと思いますので、今ほど企画政策室とも連携というお話もありましたけれども、全庁的にいろいろな視点からこういった若者の定住支援なども考えていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

◎産業会館について

次に、産業会館について伺ってまいります。

令和5年度の予算では、2,266万9,000円、令和4年度では1,818万6,000円の予算がつけられておりますけれども、まず現在の管理形態、そして、産業会館自体の収入、支出、維持費などそういった金銭面、経費的な面での状況をお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

現在の産業会館は、1階には店舗ですとか郵便局などテナントが合計8つ。また、2階には一つのテナントが入っております。この管理形態といたしましては、2階のホールを除く普通財産部分を管理会社に管理の運営委託をしているといった状況になっております。

また、令和3年度ですけれども、収支といたしましては収入は1,735万2,246円。支出は1,851万7,674円となっております。維持費といたしましては、施設の修繕に係る費用は支出の中に含まれておりまして100万3,499円となっております。

○面野委員

それでは、以前に議会質問の中で、隣接している横断歩道橋の撤去について触れたことがあるのですが、そのときに産業会館の2階は現在利用されている実態はないという答弁をいただいております。それで市のホームページを確認してみたところ、令和2年4月から貸出しを中止しているという表記がありましたが、中止している理由について御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

2階ホールの貸出しを中止している理由といたしましては、以前1階部分は協同組合小樽名店街として入居をしておりました。産業会館の指定管理者にもなっていたのですけれども、令和2年3月31日をもって、この名店街が解散することになりまして、ホールの利用も減少していることから後継の指定管理者というものも検討いたしました。それまでの指定管理料と比較して高額になるといったこともありまして、結果としてホールを臨時休館として現在に至っているといった状態でございます。

その後、小樽市公共施設長寿命化計画におきまして、生涯学習プラザの移転先として産業会館が位置づけられましたが、結果として生涯学習プラザが移転しないといたことになっております。

○面野委員

確定申告会場で以前は使われていたと思うのですが、それ以外で貸出し中止になる前というのは、どういった利用のされ方がされていたのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

以前、ホールを貸出ししていたときは、展示会ですとか講習会、また商談会として使ってもらっておりました。

○面野委員

先ほどの御答弁の中に、生涯学習プラザが移転するかもしれないという、長寿命化計画の中で取り扱われていたけれども、それが計画が変更になったとお伺いしましたが、現在の長寿命化計画の中での取扱いはどのようになっているのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

長寿命化計画においての、産業会館の取扱いといたしましては、現時点では令和5年度に改修というように記載はなっておりますけれども、こちらは先ほど御説明をいたしました生涯学習プラザの移転先として活用をする場合に改修を行う計画でございます。現在は生涯学習プラザの移転の必要がなくなったということで、産業会館の改修についても、計画上は白紙ということになってございます。

○面野委員

白紙ということなのですが、それでは建物についてお伺いしたいのですが、あの施設はN T Tと区分所有になっていると聞きます。具体的に市の所有部分、それからN T Tの所有部分とはどのようになっているのか御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

産業会館の建物の土地の部分はN T Tが所有をしております、市で所有している部分は地下1階の機械室と1階のテナントが入居するスペース、また2階の事務所の入居スペースとホールで面積にいたしますと、合計で2,137平方メートルということになります。

○面野委員

現在、地代をお支払いして、土地をお借りしているということなのですね。

あそこの1階のテナントには、たしか8テナント、今入られているということで、2階は今、中止になっているので使われていないのですけれども、以前から2階に行くには階段のみで、しかも急な階段だったと思うのですが、利便性が悪いのだということをお伺いしたこともあります。エレベーターやエスカレーターを設置を検討したことはあるのでしょうか。

また、もし検討したとなれば、設置に係る費用なども算定したことがあるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

エレベーターの設置ということでございますけれども、生涯学習プラザの移転先となる話があったときに、エレベーターの設置について検討いたしまして、エレベーターの設置のほかにもトイレ改修、間仕切りの設置など、そういったものも含めた試算として約1億円ということでございました。そのうちの大半がエレベーターの設置に係るものということになってございます。

○面野委員

それでは、先ほども少し触れたのですが、浅草橋横断歩道橋が近いうちに撤去されるとお伺いしました。産業会館の設置している部分の入り口も工事が始まるとお聞きしましたが、それらの工事等については、商業労政課の所管ではありませんが、一応施設の管理者として歩道橋の撤去ですとか、施設の改修工事のスケジュールなどを押さえていましたらお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

歩道橋の撤去に伴う詳細なことはまだ示されておりませんが、歩道橋自体の撤去をする場合には、夏頃で3日間程度だということで聞いてございます。

また、産業会館の入り口といいますか、そこは撤去が終わった後に改修をするというように考えてございます。

○面野委員

それでは、最後に御提案を含めてなのですけれども、産業会館というのは、市内の中心部の一等地にあるのだと私は認識をしております、そこを空けておくのはもったいないと感じています。ただ、今ほども御質問したように、エスカレーターやエレベーターがない、それから駐車場もあそこに完備されていないということで、私が伺ったエスカレーターやエレベーターの件は高齢者の方だったので、高齢者にとっては確かに使い勝手の悪い立地なのかもしれませんが、若い世代にとってはあまりエレベーターやエスカレーターも、変な話必要がないと言えれば必要ないですし、それこそ先ほどのアフターコロナを見据えた消費者動向調査のアンケートの中にも若い世代は結構徒歩とか、公共交通を使うということもあるので、駐車場も大していららないのかと私としては考えているところです。

以前に経済常任委員会で、尼崎市のABiZという、創業支援とか経営支援をワンストップ的に行っている施設を見学、視察させていただきました。その中には、相談室みたいなものもあるので、起業前後のまだ本格的に商売に乗る手前の方とか、これから方向性をどうしていこうかという考えている方が集えるシェアオフィスみたいなところが設置されていたのです。そこにいけば、今必要な、例えば無線LANですとか、印刷機などそういったものがある程度、完備されていて、さらには多業種のシェアオフィスならではの交流みたいなものもできたり、意見交換もされているということで、非常に創業支援としても有効なスペースになっているなと思ったのですが、まさにこの産業会館という名にふさわしい使い方をこれからしていただきたいなとも思いますし、あと小樽市中小企業振興会議の中にも、中小企業支援センターのようなものも拠点として今創設するかどうかということが以前協議されていまして、そういったトータル的にワンストップで創業支援、事業継承、それから経営計画など、そういったものが網羅できる施設がこれから必要なかと思いますが、空けておくのはもったいない産業会館2階、今言ったような使い方ということも検討していただきたいと思うのですけれども、今後の利活用については、どのような方向性、また、どういった場で検討されていくのかお示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

委員のおっしゃいました意見につきましては、これまでも部内で活用について検討してきましたけれども、確定申告会場として、今年から使われなくなったこともありますので、そういったことも踏まえて産業会館の利用については、庁内で議論を推し進めたいというふうに考えてございます。

○面野委員

◎分区条例について

では、分区条例について、先ほど中村吉宏委員も伺っていたので、私からほかのことについて伺います。

まず、条例改正が必要な理由は報告に載せられていましたけれども、商業系の利用を求めると記載をされておりました。この商業系の利用というのは、実際はどんなイメージで、また、どこからの御意見だったのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

商業系の利用ですけれども、一般的な商店といいますか、物品販売店、それから宿泊施設とか、そういった建築基準法の確認申請が上がった際に、港湾室にも具申といいますか、分区上、大丈夫ですかと相談が来るので、そういった中で、より多く寄せられた意見というふうに認識しております。

○面野委員

先ほど、そういった交流空間での国の運用指針との整合性を図りということで御説明をいただいておりますけれども、やはりこの条例が施行された平成8年当時は商港区にはこういうものはいらぬ、工業港区にはこういうものはいらぬということで、きっと規制されたのだと思うのですが、現在そこを規制した理由が、何か解消されたから今こういう条例改正を行おうとしている、要はニーズに沿ったものにしようとしているものなのか、それと

も先ほど報告で書いてある国の運用指針が規制緩和されたから今回条例改正に踏み切るのか、その辺についてはどういう背景があったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

何度も申し上げますけれども、あくまで、小樽港長期構想それから小樽港港湾計画でいっている物流空間の効率的なすみ分けというのが、軸にあって、今、商港区、工業港区は緩和の方向では考えてありませんので、マリーナ港区と修景厚生港区でそういった商業的な利用を少し緩めていこうかというふうな方向性で考えていますので、逆に商港区、工業港区については、規制を強めるというようなスタンスで考えていますので、今の御指摘は港区が違うと思います。

○面野委員

先ほど、塩カリの製造工場みたいなことを言っていたのですけれども、私の認識が間違っていたらあれなのですが、商港区というのが、この塩カリとかの軽工業の製造につながる枠を広げるといふことの認識でいいのですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

商港区は商業の商と書いてありますから、商業的な利用というふうに見られがちですけれども、商業港としての、港湾活動に資するエリアということで商港区となっています。その商港区の中に、先ほど中村吉宏委員のところでも御説明しましたが、軽工業的な港湾の荷役の運搬のように資するような、港湾の活動が活性化するような、そういった軽工業について商港区の中で認めていくというような方向性をお話した次第です。

○面野委員

多分、港湾業務課長もまだ腹案の状態です。素案の手前だということで、まだイメージの状態だと思うので、また今後の報告を見ながら、この件については質問させていただきたいと思うのですが、最後に1点だけ、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を小樽市が所有しました。今、利活用の協議会なども立ち上がって議論をさせていただいているところだと思うのですが、この地域的には分区条例の規制もあり、また都市計画法の規制もあり、固体の建物としても建築基準法の用途があったり、消防法の整備が必要であったりということで、いろいろな法整備ないしは用途の変更の必要があると思うのですが、今回のこの分区条例の改正については、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用に関する考え方なども含まれた議論になっていくのか、その辺については、北海製罐の利活用を続ける協議会のスケジュールなども踏まえて、考え方についてお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

現況で、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の分区をどうするかというところは、今回の見直しには入れておりません。利活用の方法がどういったことで定まっていくのか、その辺を見据えながら、報告の中でも、2の三つ目の丸で今後の土地利用の動向を見据えて必要な範囲の港区の見直しを図ると、随時図っていくとうたっていますけれども、主にそのことを言っているつもりです。ですので、今のところは入っていません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、説明員より発言の申出がありますので、これを許します。

○（産業港湾）港湾業務課長

先ほどの自民党、中村吉宏委員の答弁の中で、国の運用指針につきまして、令和4年に改正されたということで、あたかも令和4年から策定されたような誤解を受けるような答弁をさせてもらいましたが、この国の運用指針自体は、平成9年に示されておりますので、そのように答弁を修正させていただきます。

○中村（吉宏）委員

確認ですが、平成9年に指針が示されて、令和4年に改正といたしますか、変更といたしますか、行われたという認識でよろしいのですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

当初は、平成9年から幾度かの改正を繰り返し、直近では令和4年に示されたものが最近のものという意味でございます。

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎令和4年度おたるプレミアム付商品券事業の実施結果について

まずプレミアム付商品券の実施結果について伺いたいのですけれども、今回、商品券がきっかけで買物が増えたという、この中では年齢別では10歳代が多くなっているのですけれども、その理由について何か押さえていたらお聞かせください。

○（産業港湾）津田主幹

年齢別で、どうして若者がそうだったかということについては押さえていないのですけれども、若年層のアンケートの回答が多かったというところも原因かと思われます。

○高野委員

それでは、商品券事業の全体、6万5,000冊で消費喚起効果は約4億4,000万円ということなのですけれども、令和3年度は6万冊ということで冊数は前回5,000冊少なかったのです。

でも消費喚起効果で言えば、約6,000万円ほど金額が変わってきていますけれども、私は単純に枚数が増えたということで今回のほうが喚起効果があって金額的には増えるのかと思っていたのですが、金額的には下がり少し驚いていたのですが、この消費喚起の金額についても分析をしていたらお聞かせいただきたいと思えます。

○（産業港湾）津田主幹

前回と比較して消費喚起効果額が下がったということの原因なののですけれども、考えられることはまず一つ目が前回は使用できる期間が秋から年末にかけてだったため、商品単価の高い年末商品や灯油などのふだん買わないものに対する購入が多かったと思われます。アンケート結果からも商品券をきっかけに現金等を足した買物というのが昨年度からかなり減っておりまして、物価高騰の影響により余分なものをあまり買わない傾向があったのではと思われます。

○高野委員

今、お聞きをして時期ということも関係しているのかと思いました。今回の実施結果を見ても利用されていた方はまた利用したいとか、商品券の取扱店も売上げにつながったりとかということで市民の感想の中でも商品券がきっかけで知ったお店もあったというような感想もいただいたのでよい取組だったのだろうと思っているのですけれども、ただ、商品券は一時的なやはり効果であって継続的に消費喚起につなげていくには日頃からお店に来てもらったりとか、お店を知ってもらうという取組が必要だと思うので、消費動向調査といった取組もつなげてぜひ今後取組していただきたいなと思っています。

◎第3号ふ頭及び周辺再開発事業について

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業についてなのですが、日本共産党としては代表質問でもお話ししているように小樽港の港湾施設の老朽化が進んでいるという状況の中で、その整備よりも多額のお金をかけてまで新しい開発を行うべきではないという立場ですので反対な立場なのですが、一つ少し確認をしたいので聞きたいのです。この緑地整備についてなのですが、緑地エリアではイベント可能ということでキッチンカーが来るということがあっても、私はこのエリアは基本的にはベンチに座って海を眺めたりとか、ゆっくりしてもらおう空間なのかと思っていたのですが、やはり資料にあるように実際にはコンテナハウスとかキッチンカーなどが常に入ってくるようなことをイメージされて考えられているのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

今の緑地整備につきましては、まずエリアとしましては親水空間エリアですとか、イベントエリア、そして観光船エリアというような位置づけをしてございます。こういった中で、ここに、にぎわいを創出するというためのために、さらなる何か便益施設、そういったものを配置していくという考え方もしてはどうかというようなことを連絡会議等で御意見もいただいていますので、この件につきましてまだ決定ではございませんけれども引き続きこういったものを配置したら効果が得られるのかということを検討しながら今後進めていきたいなというふうに考えてございます。

○高野委員

決定ではないというお話でしたけれども、やはりそういったコンテナハウスとか、キッチンカーが常に入っているようになれば人の流れというか、人の出入りもやはり多くなるわけで、ゆっくり海を眺めたいとかということがそういう空間では私はなくなってしまうのではないかとこのことを心配しています。そこら辺はまだ検討段階だということですので、しっかり考えていただけたらと思います。

◎トド被害について

次に、トド被害について伺いたいと思います。

北海道によるとトドによる漁業被害は減少傾向にあるものの昨年度は魚を獲るための網を破るなど北海道全体で被害総額は年間7億5,000万円もの被害が出ています。

小樽市鳥獣被害防止計画を拝見しますと、やはりトド被害が一番多くなっている状況があります。本市でもトド被害があるとは聞いているのですが、実際に、トドによる本市の漁業への被害についてどういった被害があるのか、お知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

トド被害につきましてはまず、漁網・漁具の被害による直接被害のほか、あと漁獲物の食害や出漁自粛などの間接被害の2種類がございます。

○高野委員

それでは被害に遭っている魚種などについてもお知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

トド被害の主な魚種といたしましてはニシン、カレイ類と聞いております。

○高野委員

先ほど被害の中で間接被害、直接被害があるということでしたけれども、割合的にはどちらのほうが被害状況が多いのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

被害状況といたしましては、例年、間接被害が多い状況となっております。

○高野委員

網にかかった魚が食べられて売り物にならないなどそういった被害があるのかと思うのですが、被害時期についてはどうなっているのか、お知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

被害時期につきましては、例年12月から3月にかけて被害が多い時期となっております。

○高野委員

ちなみにトド以外でもアザラシとか、そういった被害はあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

トド以外の被害につきましては道内においてはオットセイやアザラシなどの被害について報告を受けておりますが、本市においてはトド以外の被害報告は受けていない状況でございます。

○高野委員

ないということでした。

それでは、漁業対策の中で被害策支援というのは何か行っているのか、説明をお願いします。

○（産業港湾）農林水産課長

被害防止の対策支援につきましては北海道の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、トド被害防止のために行う駆除に関わる補助対象事業費のうち、補助対象者の負担の一部を助成するという制度を設けております。

○高野委員

被害についても伺いたいのですけれども、トドによる被害額については毎年どのぐらいあるのか。直近3年でお知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

被害額につきましては、令和元年度が3,152万8,000円、令和2年度が3,892万円、令和3年度が2,450万円となっております。

○高野委員

2,000万円以上が毎年かかっているということが分かりましたけれども、本市のとど被害防止対策事業費補助金を見るとかなり被害額に対しては補助額が低いのではないかと思います。その辺についての考え方をお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

補助金の考え方につきましては、道の鳥獣被害防止総合対策事業において補助対象者の負担額に対し、一部補助しているものであるため、補助額の算定に当たっては鳥獣被害防止総合対策事業の事業費から算出しているものでございます。

○高野委員

事業費がついているのですけれども、トドがいた場合に具体的にどういった対策を行っているのか、その辺についてお知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

主な被害防止のための対策なのですけれども、基本的にはトドの追い払い、猟銃等を利用してトドを追い払うというのが主な対策、内容となっております。

○高野委員

小樽市鳥獣被害防止計画を見ますと、令和元年度のトド被害額が約1,780万円となったりして4年前と比べると被害額が減っている状況があると思うのですけれども、先ほどお聞きした追い払うですとか、そういった対策の効果で被害が減っているのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○（産業港湾）農林水産課長

被害の対策効果につきましてはトドの追い払いなどの対策によるもののほか、トドの来遊個体数が減少していることによって被害が減少していると伺っているところでございます。

○高野委員

対策の効果もあるということと個体数が減っているという状況もありました。トドは準絶滅危惧種に指定されているので、絶滅を回避しながら漁業者被害の軽減をどうするのが課題になってくると思うのですが、漁業者の生活にやはり非常に関わってくる問題ですので、今破れにくい漁具を導入するなど、こういったこともやはり必要だと思いますし、今後も漁業被害を最小限に防ぐために取り組んでいただきたいと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

トドの被害防止対策につきましては漁業被害の増加を防ぎ、魚類資源の保護を図るためにも駆除や追い払いなどの対策が必要であることから、令和4年度においては全体事業費の増額に伴い補助額を見直し、今後も関係機関と協議を図りながら被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○高野委員

今回は予算も前よりも少し上げて対策を強化したということでしたけれども、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小樽ふれあい観光大使について

次に、小樽ふれあい観光大使について伺いたいと思ひます。

小樽ふれあい観光大使制度の趣旨について説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

ふれあい観光大使制度は歴史と文化、豊かな自然が織りなす、ふれあい都市小樽を目指し、小樽の知名度アップと観光入込客の増大を図るため小樽を愛する様々な方々を小樽ふれあい観光大使に任命し、あらゆる機会を通して観光都市宣言の町、小樽の魅力を全国に積極的に発信することを目的として設置するものです。

○高野委員

小樽ふれあい観光大使に就任される方の候補はどのように決められているのか、そこら辺をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

小樽ふれあい観光大使は小樽ふれあい観光大使運営協議会がございまして、協議会の中で大使を委嘱していく手続を取るのですが、基本的には協議会の役員の所属団体、東京小樽会、または関西小樽会、こういったところの推薦によって本人の同意を得て委嘱するといった手続を取ってございまして。

○高野委員

ふれあい観光大使運営協議会負担金が出されていますが、その使途について御説明ください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

使途につきましては観光大使の名刺の作成費ですとか、新たに観光大使に任命した方の任命式、任命の認定プレートを渡しますけれども、そういった経費、あとはホームページを持っておりますのでこういったホームページの維持費、こういったものが支出の項目となっております。

○高野委員

現在、何人の大使がいるのか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

現在44名になっております。

○高野委員

実際にその大使になっている方はどのように小樽のことをPRされているのか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

小樽ふれあい観光大使は様々な方をお願いをしておりますけれども、お願いをしている方の得意分野、例えばユーチューブ等で情報発信することを得意とされている方についてはそういった媒体を使って小樽のPRをしていただいておりますし、文化活動等をされている方についてはそういった御自身の活動の中で小樽をPRしていただく、そういったものが主なものになります。あとは名刺などもお渡ししております、小樽ふれあい観光大使がいろいろな方に出会うときに小樽ふれあい観光大使ということを通じて、小樽の名前をPRしていただくといったことが主な内容になるかというふうに認識しております。

○高野委員

ちなみに任期はあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

3年になっております。

○高野委員

3年ということだったのですけれども、任期後に辞められる方もいるのか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

いらっしゃいます。

○高野委員

いらっしゃるということだったのですけれども、辞められる場合はなぜ辞められるのかという理由については伺ったりしているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

理由については幾つかあるのかもしれませんが、例えば年齢的なものであるとか、あと役職、いろいろなお立場で小樽ふれあい観光大使になっていただいて、その役職が代わられたのでその後は辞められると、そういったことが主な要因かというふうに認識しております。

○高野委員

年齢、役職などいろいろあるというお話でしたけれども、やはり仕事をされながら活動するのでなかなか難しいということで辞められる方も中にはいらっしゃるのかと思うのですが、もし小樽ふれあい観光大使を増やす取組を何かされていればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

先ほど少し触れましたけれども、小樽ふれあい観光大使につきましては観光大使の運営協議会がございまして、こちらで推薦をしてなっただけという流れでして、この協議会の中でいろいろな方の名前をこういう方がいいのではないか、ああいう方がいいのではないかといった御議論をいただいておりますので、そういったことで大使を増やしていくといったことが主な取組になるかというふうに考えております。

○高野委員

やはり有名な方が小樽をPRをしていただくということは小樽に興味を持つきっかけになったり、訪れる方が増える可能性が生まれてくるのではないかと思います。数年前は48名といたわけですから、今、小樽ふれあい観光大使をしていただいている方にも負担になることなく継続的に続けられるように本市としても今後もぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

◎公衆無線LANについて

次に、公衆無線LANについて伺いたいと思っております。

本市は観光客が多く訪れるということも考えても国内外の観光客の通信利便性向上にも、私はWi-Fiの環境整備というのは必要だと考えるのですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

公衆無線LANの整備についてですが、近年のスマートフォンなどの普及に伴い、公衆無線LANなどの通信環境の整備は国内外の観光客の利便性向上に資するもので、観光客の受入れ体制の強化につながるものと考えております。

○高野委員

昨年の予算特別委員会の中で公共施設での公衆無線LANについてお聞きしたところ、観光物産プラザは既に整備されているというお話がありました。

本市で整備したところですか、支援した事例があればお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

本市で無線LANを整備した実績ということでございますが、観光物産プラザにおきまして今年度、公衆無線LANの整備を行っております。

これまで一番庫には観光案内所がありまして、そちらでは観光客のために公衆無線LANの環境がございましたが、今年度につきましてはウィズコロナにおいてイベント、会議等の開催方法として主流となりましたウェブ回線対応の会議等を可能にするために、三番庫の施設整備を実施しております。

また、これは市で直接ではありませんけれども、堺町通り商店街におきましては国の補助金等を活用しまして、公衆無線LANの整備を平成28年度から令和元年度にかけて実施しております。市としてもその整備事業に対して補助金を支出しているところです。

また、天狗山でございますけれども、アフターコロナを見据えた自然観光資源整備事業として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、天狗山の山頂の整備を行ってきておりますが、今年度はその一環として公衆無線LANの整備を実施しております。市として補助金を支出している状況でございます。

○高野委員

観光物産プラザ、天狗山、堺町通り商店街のこともお聞きしましたが、今後新たに整備する予定の場所だったりとかがあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

今後新たに整備する予定ということでございますけれども、これは市が直接設置する施設ではございませんが、株式会社小樽観光振興公社によります観光商業施設におきましては、公衆無線LANの整備がされるというふうに伺っております。

また、第3号ふ頭内のクルーズターミナルにおきましても公衆無線LANが整備され、4月1日から運用開始するというふうに承知しております。

○高野委員

第3号ふ頭のクルーズ船などのお話がありましたけれども、そのほかにはないということでもいいのか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

現在はそのほかにはございません。

○高野委員

現在はそのほかにはないということでした。

では、観光に来た方などが宿泊施設や観光施設などでどこでWi-Fiが使えるのかを分かるようにすることも私は必要なのではないかと思うのですけれども、宿泊施設だったり、観光施設で利用できる場所は市として把握されてい

るのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

公衆無線LANを利用できる施設を市が把握しているかということでございますけれども、小樽観光協会が発行しております観光ガイドマップがございますが、こちらのガイドマップにおきまして公衆無線LANが使える場所ですとか、施設、店舗等を紹介してございます。

○高野委員

観光協会で作成しているものがあるということでしたけれども、観光案内のパンフレットというのはどこに置かれているのか、その辺はどうですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

このガイドマップは小樽市内の各駅、観光案内所のほか、公共施設、宿泊施設など広く配置しております。

○高野委員

公共施設や駅とか、小樽駅とかもあるのでしょうけれども、そういったところに配置をされているということでしたが、パンフレットをすぐ手に取って分かるのだったらいいですが、パンフレットを置いている場所が分からなかったら、やはり分からないということにもなってしまうので、Wi-Fiが整備されていることを分かりやすく周知することですとか、環境整備についてもやはり今後取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

公衆無線LANを設置していることを広く周知するべきだということでございますけれども、この観光ガイドマップにつきましては市のホームページですとか、観光協会のホームページなどにも掲示しており周知を図っております。

また、施設、店舗等におきましては壁などの見やすいところに表示をしているというような取組も行っております。

今後、公衆無線LANの設置に取り組むべきであるというところの市の見解でございますけれども、近年スマートフォンが普及していることもありまして、公衆無線LANのニーズは高いというふうに承知をしております。

一方で5Gの普及、基地局の整備などモバイル通信環境の変化、また、外国人の方々はSIMカードを専用に使ったり、格安プランなどの登場、こういったこともあります。こうした状況を踏まえまして限られた財源の中で費用対効果などを見極めながら、公衆無線LANの設置については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

お願いしたいと思います。

◎小樽産シャコについて

次に、小樽産のシャコについて伺いたいと思います。

小樽産のシャコの漁獲量について直近5年でどうなっているのか、お知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

シャコの漁獲量につきましては平成30年55トン、令和元年32トン、令和2年50トン、令和3年61トン、令和4年の速報値では42トンであります。

○高野委員

今、シャコの生産の推移を聞きましたけれども、令和元年が32トンということですからかなり落ち込んでいるということでありましたが、令和4年は42トンということで、まだ変わってくるのかもしれませんが、それでは直近5年の漁獲金額についてどうなっているか、お知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

シャコの漁獲金額につきましては、平成30年が1億3,289万4,000円、令和元年が1億3,200万3,000円、令和2年が1億3,868万7,000円、令和3年が1億6,661万6,000円、令和4年の速報値では1億6,179万4,000円となっております。

○高野委員

1億円以上ということが分かりました。
それでは漁期についてもお知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

シャコの漁期につきましては4月下旬から6月中旬にかけての春と、10月中旬から12月上旬までの秋の年2回が操業期間となっております。

○高野委員

年2回ということ、年2回獲れるということがやはり珍しいということもありますし、小樽産のシャコの特徴や魅力としては特に大きいということだったり、コクがあるということで非常に人気だと私自身も聞いているところでは。

小樽産のシャコのブランド化と観光資源化についての取組についてお聞きしたいと思います。そこについての取組をお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

ブランド化の取組といたしまして、平成20年にそれまで認知度の低かった小樽産のシャコを活用し、観光客や市民を含めた一般消費者に幅広くPRを行うため小樽しゃこ祭を開催し、認知度の向上及び付加価値化に向けて取り組んだことにより、現在は認知度が高まり付加価値化も図られたものと考えております。

○高野委員

小樽しゃこ祭を毎年のように行って、かなり知名度も上がったのではないかと今思っています。実際に浜茹でシャコとか、シャコ汁などの実演販売を行われたりしていましたが、ここ最近は開催されていない状況があるのですが、今後開催される予定があるのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）農林水産課長

今後の予定といたしましては、小樽しゃこ祭実行委員会において開催の可否について決定しておりますが、開催に向けては安定的な魚価や漁獲量の確保が課題と聞いており、現時点では開催については難しい状況であると伺っております。

○高野委員

現在では難しいというお話でした。

私はやはり小樽しゃこ祭の開催に当たっては、2018年は小樽商業高校や小樽未来創造高校も一緒になってイベントを開催したり、本当にすごい取組を行っているなどというふうには思っていました。

こうした取組をする中で、シャコフェアとかということでシャコが食べられるお店、こういったこともPRしていたと思うのですが、ホタテですと100店舗食べられるということと比べて、シャコは7店舗とかなり少ないような感じがするのですが、そうやってシャコが食べられるお店の参加が少ない理由についてはどういった理由があるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）農林水産課長

シャコを取り扱う飲食店につきましては、安定的な漁獲量の確保が難しいとともに魚価も不安定であることから、シャコ料理の定番メニュー化やフェアなどに参加する店舗は限られてくるものと考えられております。

○高野委員

取れる数とか、なかなか単価が高いということで難しい部分もあるのかと思うのですが、過去にはシャコの煮汁からしょうゆなどの商品開発も行ってきたと聞いているのですが、水産加工商品を見てもなかなかシャコを使った商品が私は少ないと感じるのですけれども、シャコを使った商品開発というのは進んでいる状況なのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

シャコを活用した水産加工品につきましても、飲食店と同様に安定的な漁獲量の確保が難しいとともに魚価も不安定であるため、商品開発は難しいものと伺っているところでございます。

○高野委員

やはり難しいというお話もありましたけれども、以前、市長への手紙の中で市民の方が小樽はシャコというブランドがあるのに、それを使ったグルメがないといった内容も私は目にしました。私自身も子供の頃はよくシャコを食べたりしていましたし、シャコを外で乾燥させて、それを殻で割ってシャコの爪をおやつ代わりに食べたりもしていましたけれども、残念ながらなかなか市民の中でもシャコを食べたことがないという方もいらっしゃいますので、やはりシャコは小樽のブランドとして小樽しゃこ祭もずっと15年前からされたりして、市民の中で定着しつつあると思いますので、なかなか大変だというお話もありましたが、ぜひ商品開発ですとか、シャコのPR、これにも力を入れていただきたいと思います。

その点を最後に質問して私の質問を終わりたいと思います。

○（産業港湾）農林水産課長

シャコについては、まずイベントの実施とは別に旬の時期に市場や飲食店の協力を得ながらシャコののぼりを掲出し、今後も観光客や市民を含めた一般消費者へ幅広くPRに努めてまいりたいと考えており、また本市の水産物はシャコだけではなく、数多くの水産物が漁獲されていることから水産物ブランド化推進事業において、今後も地元水産業及び水産加工業の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○高野委員

小樽は本当にいろいろな食べ物もおいしいところですので、いろいろところで頑張っていただきたいと思いません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」について

アフターコロナを見据えた消費者動向調査について御報告をいただきました。その中で気になるのが調査対象者の件だったのですが、今回、調査対象者については調査方法として小樽消費者協会だとか、小樽私立幼稚園連合会などの市内の団体に調査票を配布して行ったほか、街頭でということだったのですが、よく調査とかをやるときは無作為であったりだとかだと思ってしまうのですが、この意図はどのようなものがあったのかお聞かせください。

○（産業港湾）津田主幹

この調査は市内消費者の日常の買物動向を調査するために行ったものですので、日常の消費活動に対する意識が高い方、消費者協会の方ですとか、あとは、子供がいる世帯、学生など消費者の意見を幅広く反映するように構成したものです。

○横尾委員

消費者意識の高い方という部分では市全体の部分では若干偏っている部分もあるのかと思ったりもするのですが、回収数756件で回収率も71.9%ということだったのですが、このデータはエビデンスとして使っていけるものになるのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）津田主幹

データとしては全て取っており、分析等しておりますので、エビデンスとしては使えると思っております。

○横尾委員

調査でよくあるのは全体的な無作為でやって市民全体の動向としてというような形で商店街だとか、市場のというのであればこういう形になっているのだなと思ったのですが、やはり消費者意識の高い方と言われたときに商店街と市場の使い方がどうだというのが少しあるのですが、消費者意識の高い方が使う商店街、市場というものの考え方がどういうふうに整理されているのかというのは少し分かり兼ねるのですが、その部分をもう少し分かりやすく説明してもらえればと思います。

○（産業港湾）津田主幹

アンケートを送って回答していただくに当たって消費者動向の調査をするということで、回答率が高いところと思ひまして消費者協会ですといろいろと御協力をいただけるので、その部分で調査をお願いしたという部分もあります。あとは街頭調査をしておりますが街頭調査は商店街を歩いている方に調査しておりますので、幅広く意見は調査していると考えております。

○横尾委員

商店街だとか市場を活用しやすい人がどういうふうに使っていくのかという部分であって、今使っている方がどう使ったらいいのかというような商店街をどうしたらいいのかという部分では何となく感じるのですが、なかなか今使っていないような方、そこを利用されていない方の意見、これからどう増やすかという部分が狙いとしてあったのであればよかったかと思っておりました。

あと、最後に小樽商科大学の准教授の方の助言だとかもありますけれども、これの生かし方というのは市としてどのように生かしていくものなのか、どういうふうに活用していくものなのかという部分を少し聞かせてください。

○（産業港湾）津田主幹

最後にまとめていただいた提言などの調査結果につきましては、各商店街や市場などへ報告書を配付いたしまして、調査結果をフィードバックしまして消費者のニーズに沿った店舗展開などの参考にしてもらおうと考えております。

○横尾委員

市として何かを使うというものはないのでしょか。

○（産業港湾）津田主幹

直接的に市がこの調査結果を使うというのはございませんけれども、この傾向を見て商店街や市場の支援策について検討していこうとは思っています。

○横尾委員

施策を考える上では市としても参考になるのかというふうに。もちろん直接的なものは商店街だとか市場だと思うのですが、せつかくデータを取ったのであれば、市の施策を考える上でもぜひ使っていただきたいなとい

うのがありましたので、その部分をお伝えしたかったと思います。

◎第3号ふ頭及び周辺再開発事業について

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業についてなのですが、まず緑地整備なのですが、私もこの緑地というのはどういうふうになっていくのかというのは大変注目していて、どこを見せるのかとか、モニュメントとかを置いたほうがいいのではないかなというようにお話をずっとしてきました。博多港へクルーズ船が寄港しているということで、昨年、博多港を見に行っただけですが、緑地を整備しているけれども、草がぼうぼう伸びていて維持管理ができる状態ではない。商業施設もあるけれども、日中に行っただけですが、開いていなかったりだとかという部分で、やはり維持していくという部分が非常に大事だなと思っているのですが、この維持管理というのは結局、今の形でいくとスムーズにできていくのかという部分が少し気になっておりました。

そこで聞きたいのが、今回、みなとオアシスの設置者が小樽市で、運営者が運営協議会という話を聞いたのですが、この役割の違い、関わり方の違いというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

設置者は市が考えていますけれども、基本的には登録するときの代表者というような位置づけでございます。

運営者が今、協議会を立ち上げようと思っておりますけれども、その協議会の中で運営者の中で具体的なイベントですとか、そういったものをここにどうやって誘致していこうかということ具体的に考えるのは協議会の中でしていくというような考え方でございます。

○横尾委員

先ほど来たあった緑地にちょっとした便益施設や商業施設などを設置するとかという話があったり、あとキッチンカーみたいなのを置くとかと市からそういう説明があったのですが、それは市が考えるものなのか、この運営者が考えていくものなのか、どこかで切り替わるものなのか、その辺がはっきり見えないのですがその辺をお聞かせ願います。

○（産業港湾）港湾室主幹

先ほどお話ししました一例として、緑地の中にコンテナなどを置くというのは、まず市としてはエリアを設定するかどうかということになると思います。市としてはエリアを設定して、例えば、みなとオアシスエリアの中でいろいろさらに何か膨らましてにぎわう空間をつくっていくのもいいのですが、まずは当面この中で小樽市としてエリアを設定するというようなところを決めていきたいなど。そこから先については先ほどのみなとオアシスの協議会も含めて、ここには小樽市も入りますのでどういった形が一番いいのかというのを考えていきたいなというふうに思っています。

○横尾委員

そうなる今までそういったコンテナだとかという話は市としてどうするという話ではなく、あくまでも原案的なものとしてこういう例示をするけれども、実際には運営協議会の中で話し合っていく話だという捉え方なのか、その辺が分からないのですがお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

具体的に市が決めるのか、みなとオアシスの運営協議会で決めるのかというのはまだはっきりとは決まっていません。ただ、はっきりしているのは、小樽市としてこの緑地の中でエリア設定をするかどうかということなんです。港湾法の改正によりまして、公募をかけて便益施設を設置できるようにする。そこまでは小樽市としてやるのであれば、我々のほうでやるというようなところまではまだ決まっていませんけれども、方法としてはそういうような形になると思います。

○横尾委員

エリア設定の話はやるかどうかという部分が決めればやるよという話で、やるかどうかというところは誰が考え

ていくというか、決めていくことになりますか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

最終的に決めるのは小樽市で決めていくような形になりますけれども、連絡会議ですとかをやっていますので、そこで意見交換も行いながら、また議会の皆様にもお示しながら最終的には市として決めていきたいなと思っています。

○横尾委員

となると、先ほどみなとオアシスの設置者と運営者の役割を話しましたが、あくまでもみなとオアシスを設置する前にある程度そのエリアだとか、そういったものは決まっていくという形になる。先ほど連絡協議会の話が出ていましたけれども、連絡協議会と先ほど言ったみなとオアシスの運営協議会は違うものだと思うので、そのタイミングというのは今言ったようにみなとオアシスできる前にエリア設定だとか、そこまでの形になるということなのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

直接的にエリア設定とみなとオアシスは関係ないのですが、まずはエリア設置については年内にはある程度、方向性は決めたいなと思っていますし、みなとオアシスの登録につきましては、令和5年度末に登録をしたいと思っていますので、並行していくようなイメージにはなるかと思います。

○横尾委員

関わりはあるけれども、別物で考えていくということ、影響はもちろんあると思うのですが、分りました。それで小樽港における運営協議会の構成団体について、こちらを見させていただきましたが、見てみるとやはり港湾に関わっている方が多いということで、ほかの地域を見ると前も少し説明会などでありましたが、教育団体、学校だとか、そういったところが関わっていたり、大学とかが関わったりとあるのですが、やはりここを、みなとオアシスもいろいろな方に使っていただくということから考えたり、また、若者にしっかりなじんでもらいたいという部分もあったりすると、そういった部分ではやはり小樽商科大学とかがありますので、そういった大学の方との連携だとか、そういったものも含めてこの運営協議会の構成団体に入っていったほうがいいのではないかなと。その下の部会で実際に動くという部分もありますけれども、どういうものやっていくかと考えていく中で、そういった教育施設の方たちにも入っていただくというのは非常にプラスに働くのではないかなと思っていますが、その辺はどのように考えているか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

みなとオアシスの運営協議会の組織イメージというのを今回お示しをさせていただきましたけれども、その中には、委員御指摘のとおり、港湾に関係する団体ですとか、また観光協会などをメインにイメージとして書いているところがございます。

そういった中でも今、委員のおっしゃるように、これだけに縛らないで、ほかにどういったところの方々に入ってもらったら効果的なのかというところは、また改めて庁内でも議論しまして、見直しですとか、追加などをしていきたいなというふうに思っています。

○横尾委員

外からの目というか、実際に使っている方もそうですし、大きな目で見える方、また違う視点から見ると非常にいい形のみなとオアシスをつくっていけるかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

◎ホスピタリティの向上について

次に、ホスピタリティの向上についてということで、第7次小樽市総合計画の中にも小樽観光の課題としてホスピタリティの向上があるということも記載されております。このホスピタリティというのは観光客に対して相手に喜んでもらうために自ら進んで行う気持ち、行動という横文字が多いので説明させていただきましたけれども、こ

の課題というのは今どういうふうになっているのか、そして、それに対しての取組はどのようにしてきたのか、またしていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず課題についてですけれども、現在、第二次小樽市観光基本計画に基づいて我々施策を進めているところではありますが、小樽観光の課題、四つほど整理しておりまして、一つは観光資源、二つ目に受入態勢、三つ目に滞在時間、四つ目に情報発信と。その中の受入態勢の中で特にソフト面ということで、おもてなしの意識の低さ、こういったものが見受けられる。歴史・文化・食など小樽観光の魅力や小樽全体にとっての観光の大切さが市民や事業者などに十分理解されていないといった課題を掲げてございますので、そういった課題があるものというふうに認識しております。

これに対してどのように市として取り組んでいくのかということについてですけれども、基本的には観光施策については市内の経済団体と連携して取り組んでいくということになります。その中心として観光協会があると思うのですが、観光協会の取組の中で受入推進事業を今まで取り組んできておりまして、この中で例えば観光客に傘を貸出しするですか、あとは外国人受入れのための英会話のスキルアップのための講座を開いたり、そういった数々の取組をしてきております。

また、今年度からは小樽独自のおもてなし力の向上の取組として、小樽版のおもてなし認証制度の構築について検討を始めたところ、そういった取組を協会と連携して実施しているといったところでございます。

○横尾委員

もしよろしければ、小樽版おもてなし認証制度の内容というのはどんなものか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

おもてなし認証制度についてですけれども、これにつきましては、まず令和4年度は、このおもてなしというものの基本を学んだりですか、そういったものの必要性を普及啓発する。あとは市内の観光事業者におもてなしの現状について把握していただくと、そういったことの調査なども実施しておりまして、現状を把握して調査の結果をしっかりと事業者にお戻りする、フィードバックすると。その調査結果をしっかりと事業者に活用していただいて、おもてなしの質の向上を図るといった取組を実施してございます。

令和5年度からは3年間予定しておりますけれども、具体的に小樽独自のおもてなし認証制度を構築するために観光協会の中でプロジェクトチームをつくっているのですが、このプロジェクトチームの中でしっかりと制度構築のための勉強会を開いたり、あと観光協会だけでやるよりは、広く事業者に知っていただく必要があるので、プロジェクトチームだけではなくて、ほかの事業者にも参画いただくような勉強会も新年度は実施して関わっていただく事業者の広がりを増やすといったことを予定しております。

また、制度設計の内容なのですが、実際に認証制度をどういったところが運営するのかですか、どんな財源を使って運営していくのか、認証制度の有効期限、認証制度をいかに広めていくかなどについて令和5年度については検討するといった予定で進めてございます。

○横尾委員

私も令和2年6月の経済常任委員会でこのホスピタリティの向上について、新型コロナウイルス感染症で観光客が来なくなったというタイミングでしたので、今こそおもてなしのホスピタリティの機運が向上しているのではないかというお話をさせていただいたときに、答弁としては、今だけではなくて常にやっていますと、どういふふうに観光客に満足していただくかもう一度来ていただくかということを一生涯やっている。そして、おもてなしのエピソードも紹介しているだとかという話を聞いて、十分対策をしているという話だったので、ここに来て今言ったようなおもてなしの心を学ぶとか普及啓発をすれば、まさしくそれが必要ではないかと質問していたのです。

それが今、2年たって行われていて令和5年度から認証制度を行うという部分、今までおもてなしをやっていたことを伝える、それで周知を広めるという話からおもてなしの在り方を改めて学ぶという方向に結構大きな転換なのかと思うのですが、こういった転換として捉えていいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

先ほど申しあげました観光協会の受入推進事業の中で、観光客に傘を貸し出したり、先ほど言った外国人対応のための語学向上とか、そういった取組をしてきておりますし、またお店を利用した方にエピソードを書いていたいて、そういったエピソードをいただいたお店に対しては認証といたしますか、お礼状といたしますか、そういうのを出しておもてなし力を向上するといったのは今までもやってきておりました。

今回の小樽独自のおもてなし認証制度については、業界内でおもてなしのコンテストみたいなのがありまして、全国のコンテストになるのですが、市内の民間事業者が非常に優秀な成績を修めたと、こういった成功事例がありまして、そのコンテストをやった事業者がやはりこういうコンテストで賞をもらうとか、自分のおもてなし、お客様へのサービスを見直すというのはいいいねという話が出まして、そういった成功体験みたいなのが広がり、やはりそういうおもてなしが大事なのだというお話になりました。それで改めて小樽のおもてなしというものについてしっかりとまずは勉強をして、そしてやはり小樽独自のおもてなしが必要だよねということを今年度いろいろと議論してきましたので、新年度はその具体的な制度設計、制度の構築に取り組むといった流れでございます。

○横尾委員

私が言ったのは2年前ですから、2年前にホスピタリティの向上でそういったものが必要というか、そういった向上が今まさにやっておかないとアフターコロナ、ウィズコロナになったときにしっかりお迎えできないという部分を意識して質問をさせていただきましたけれども、あと2年早かったら、今まさに人が来るときに対応がまた変わってきたのではないかとこの部分では、この議会で議論させていただいて問題として質問させていただいた課題がうまく伝わってなかったのは非常に残念だなと。またその危機意識というか、確かに今、取り組んでいらっしゃるってはいましても、さらにこういうことが2年後に可能であればそういったことも私は市民の側の立場ですから、そういった思いがあるという部分が伝わってれば、また少し変わったのかという部分があって、この2年がもう忙しい時期に入っていますので、そういった部分では非常に残念だなと思いました。

しっかりやっていただいてホスピタリティの向上が課題だと言われてはいますけれども、具体的な向上という部分で今お聞かせ願いましたけれども、おもてなしの心をまた改めて学んだり、普及啓発したりだとか、観光協会に入っていない方も絡めてという具体的なお話が出てきていますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎レスポンシブル・ツーリズムについて

次に、レスポンシブル・ツーリズムについてお聞かせいただきたいと思います。

レスポンシブル・ツーリズムは責任ある観光ということで、観光客もこの旅行を構成する要素の一つだよと。観光客が意識や行動に責任を持つことでよりよい観光地形成を行っていくということ。観光客増加に伴うごみの増加だとか、マナー違反による環境破壊、地域住民の生活環境への悪影響などの問題点が背景であると聞いておりました、小樽市でもまさに同じようなことが起きているのかということで、これも令和2年9月の経済常任委員会で質問させていただきました。京都市の例を示して質問させていただいて、京都市は基本的な感染防止対策をして京都にお越しく下さいというのを観光協会のホームページに載せておりますよということをやっております、今、京都観光オフィシャルサイト京都観光N a v iを見ると、京都観光の行動基準、京都観光モラルというのを制定したり、「京都を愉しむ、新しいたしなみ。京都まちけつと」、これはエチケットの話です。こういったものがホームページにもイベント情報の前に掲載されていて、しっかりレスポンシブル・ツーリズムが浸透し進めていっているなど考えているのですが、小樽市では私が質問したときに、「キタル、オタル。」だとかで周知していま

すよという話、感染対策の話をしていますと言っていました、その後どうなっているか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

今の御質問の新型コロナウイルス感染症の関連の注意喚起といいますか、そういったことにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを使いながらやってきた部分はございますけれども、もう少し幅広にいきますと観光庁でも、例えばインバウンドの場合でしたら日本に来る場合のルールですとか、マナーをしっかりと事前に確認してほしいということで意識啓発動画などを作っていたりしております、そういったのを市のホームページに掲載をして外国人観光客の方にそれを見ていただくといった取組はしてございます。

また、小樽市の場合はアジア向けにウェブサイト「悠悠北海道」というのをずっとやっておりまして、この中でも日本の習慣ですとか、マナー、公共の場所では騒がない、あとはごみは捨てないといった外国人観光客が旅をする中で役立つような習慣、マナーを掲載して情報発信するといった取組はしてきてございます。

○横尾委員

ホームページとはどこのホームページに載せていらっしゃるのですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず観光庁が作成したマナー動画、啓発動画につきましては観光振興室で市のホームページにアップしてございます。

また、「悠悠北海道」につきましては、民間のウェブサイトの事業者に委託をして実施してございまして、「悠悠北海道」ということで入れていただくと画面は出てくるかというふうに認識してございます。

○横尾委員

以前いろいろとお聞きしたときに小樽市のホームページを見て旅行する方はほとんどいないので、観光協会のホームページにという話をしていたのですけれども、こういったことが観光協会のホームページには載っていないのかと思ったのですが、以前の答弁で言っていたのと今、紹介していただいている内容が少し食い違うかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

令和2年9月の際には「キタル、オタル。」というサイト名について御説明申し上げたというふうに確認してございますけれども、実際に「キタル、オタル。」では、どちらかという海外の方へのそういう注意喚起ですとか、そういったこと以外の小樽市の魅力などを情報発信しているサイトになっておりまして「キタル、オタル。」には掲載をしていないということで観光協会には確認してございます。

○横尾委員

「キタル、オタル。」もそうですけれども、観光協会自体のところにも載っていないのかと思ったのですが、やはりこれも2年前、令和2年ですからアフターコロナ、ウィズコロナを見据えてのお話でした。やはり京都市はあれだけの観光都市ですから進んでいるという部分はあるのですけれども、小樽市も観光都市としてやはり早めに、本当に観光で忙しくなってからでは遅いという部分もありますので、事前に取り上げて伝えておりましたが、なかなかこの部分も答弁ではやっていますよというお話ありましたけれども、いざ2年たってみてやっているかという意識されていないのは非常に残念だと思うのですが、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

今の御指摘などを踏まえまして、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○横尾委員

やはり小樽もなかなか生活環境が悪くなったというお話も以前聞いていましたので、しっかりと対応をお願いしたい、できることはしていただきたいと思います。

◎観光分野におけるバスロケーションシステムの活用について

次に、観光分野におけるバスロケーションシステムの活用についてということでお伺いさせていただきます。

今、任期4年ですので、今まで質問してきた内容をなぞっている形ですけれども、このバスロケーションシステムも補正予算を組んで実施していた事業ですが、それについて以前お伺いしておりました産業港湾部でバスロケーションシステムをどういうふうに活用するのかと。観光客の回遊性を高めるようなものがあるということでお話していたのですけれども、まず観光分野で聞いたところ観光客によく使っていただけるように、例えば観光のガイドマップの中にお示しするのですとか、これからの検討になりますけれども十分周知をしまいたいというふうに考えておりますという答弁をいただきました。その後の周知はどのようになっていますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

今、委員から御指摘のあったバスロケーションシステムについては、具体的には北海道中央バス株式会社ですとか、ジェイ・アール北海道バスで民間事業者のサービスのことかと思えますけれども、市のホームページの中で小樽市内でバスロケーションシステムの利用が可能であるといったことの情報の発信はしてございます。

○横尾委員

そこで観光客が利用される形になっているのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

バスにつきましては、市内の公共交通ということで観光客だけではなくて市民の方の利用も多分にございますので、そういった広い方を対象として小樽市のホームページで情報発信をしているという状況にございます。

○横尾委員

次に、クルーズ船の乗船客に対しても小樽観光とか、周遊観光するという方も多いと聞きしていましたので、そのときもどう使うのですかというのを確認したのですけれども、導入された際には船社、旅行代理店、また観光案内所で周知していきたいと考えておりますという答弁いただいていたのですが、その後の周知はどのようになっていますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

バスロケーションシステムのクルーズ船社等へのPRにつきましては、令和2年、令和3年はコロナ禍でクルーズ船の寄港がなかったということもございまして、寄港時の対応も具体的なやり取りをしておりませんでしたので、こちらのPRは行っておりません。

令和4年は3年ぶりに日本船が小樽港に寄港という形になりましたが、クルーズ船社ではクルーズ船の運航を行う際に新型コロナウイルス感染症対策というものを行ってございまして、こちらの中で寄港地でのオプションルツアーのバスの運行についての記載ではございますが、乗船人数の制限や乗船時には手指消毒を行うなどの対策を取っているというようなことが言われておりますので、公共交通機関である路線バスについて船社側に理由を提案したり、バスロケーションシステムの説明を行ったりということは令和4年は行ってはおりません。

ただ、令和5年からは外国船社も日本に、また小樽に寄港する、寄港打診も受けておりますし、新型コロナウイルス感染症も2類から5類に下がるということでございまして、令和5年の寄港については船社側の感染症対策を確認しながらになりますので、こちらを提案したり、説明したりしていきたいということで考えております。

○横尾委員

寄港がなかったり、オプションルツアーがなかったから周知はしないという判断になったの理由がよく分からないのですけれども、その辺もう一回お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

寄港がなかった際には船社との寄港時の対応についてのやり取りがないものですから、基本的にはそういうものも御説明をしていなかったというところでございます。

令和4年については先ほど申し上げたとおり、オプションツアーで感染対策をしているという中で、不特定多数の乗る路線バスについての提案等は行っていないというところでございます。

○横尾委員

周知していききたいという話でしたけれども、船社だけではなくて旅行代理店や観光案内所で周知するという部分はいかがだったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

基本的にクルーズ船の寄港が決まって、寄港時にどういう対応していくかというところをクルーズ船社や旅行代理店、そして市が設置する観光案内所で行う際にどういうことをしていくかということを手相手と話をしながらその中でPRしていくこととなりますので、基本的に寄港のないときにはそういう話し合いは行われていなかったり、令和4年については先ほど申し上げたとおりの理由でしておりませんが、令和5年、今年来る船についてはまた個別に船の対応を船会社、旅行代理店、私どもが設置する観光案内所でどういうことをやっていくかというのを話していきますので、その中でPR等をしていききたいと考えております。

○横尾委員

この質問をしたときも、もうコロナ禍の話ですから、コロナ禍が長くなるといった中で導入された際には周知していききたいという話があったのですけれども、いろいろな理由があって周知されていなかったという部分が忘れられていたのかどうなのかというのは分かんないですが、実際、周知はされていなかったという事実は確認させていただきました。

公共交通は、建設部でやっている話ですけれども、その中で例えば今だったら部長が入っていたりだとか連携を取るよにということやってらっしゃると思うのですが、実際はこのバスロケーションシステム、補正予算をかけてまでつくったものを観光振興室と港湾室で令和2年9月に質問したにもかかわらず、具体的な話が出てこなかったというのは非常に悲しい話だなと思います。せっかくお金をかけてやっていますし、多言語化を使っていますし、より回遊性が高まるということもありますので、これの周知もしっかりお願いしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

先ほど申し上げました観光基本計画の中でも市内の公共交通機関は非常に充実している部分がある一方、そういった情報をうまく観光客に伝えられていないと、それが小樽観光の四つの課題の一つでありますので、今の委員の御指摘なども踏まえながら、特にバスについては、利用される際に行き先に結構不安を持っていらっしゃる方もいるというふうに聞きますので、こういった情報をしっかりと観光客の方にもお伝えできるように取り組んでまいりたいというふう考えております。

○（産業港湾）港湾振興課長

クルーズ船の関係でございますが、令和5年につきましては外国船も3年ぶりに小樽港寄港の打診、寄港の予定もございますので、外国人の方々にも御利用いただけるように船社、それから担当している旅行代理店などと個別にきちんと協議しながら、こちらもPRしていききたいと考えております。

○横尾委員

答弁で周知してまいりたいというお話をいただいていますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思えます。大変かと思いますが、お願いしたいと思えます。

◎観光分野におけるビッグデータの活用について

最後に、観光分野におけるデータ活用についてということで、これも令和3年6月に質問させていただきました。この観光分野におけるデータ活用、ビッグデータの部分ですけれども、どのように活用していこうかというものがその後、検討されてあればお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

観光におけるビッグデータといいますか、いわゆるDXといいますか、そういったものの活用につきましては、まず基本的な考え方としましてはしっかりと小樽観光における課題、こういった課題があってそれを解決するためにこういった解決策、ツールとしてこういったデータが必要なのか、こういった仕組みが必要なのかを確認していく必要があるのだらうなというふうに考えております。これらについては、主なビッグデータといいますか、例えば携帯電話の情報などになるかと思うのですけれども、そういった複数の事業者に、いわゆるサービスの内容を聞いて、市内の観光の課題にどれがマッチするのか解決するのか、そういったことについては検討を進めてきたところでございます。

○横尾委員

令和5年度の予算で総務部でビッグデータの活用の話が出ていましたけれども、よくあるのはデータを活用する、ではどういうふうに活用するのかというビジョンをやはり持っていないと駄目かと思っていますし、観光の中、本当に事業者の方だとか、様々な課題はあると思います。市としても課題はあると思うのですけれども、例えば歩行者調査とかであればどういうふうに回っているのかだとか、堺町でもありましたが、歩道の雪がたくさん残っている部分があって除雪ができない部分があるかとかいうのもありますけれども、例えばこれだけの人数が通っていてこれは正直、学校の通学路と同じぐらいさらに多く通っているというようなデータ、エビデンスがあればそこを重点的にやっていくだとか、いろいろな課題を根拠を持ってしっかり対応することができるかと思っています。

事業者とのマッチングの部分だとか、いろいろな課題はあると思うのですけれども、まず小樽市としてどのような課題を解決していくのか、そしてそのためには何をするのかという検討をしっかりとやっていただきたい。令和5年度にそういったデータの活用をするという部分が市にもありますので、その後、多分そういった流れが続くと思いますので、しっかり今年1年でそういったデータの活用、どういうふうにしていくのかというのは検討していただきたいと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず総務部のビッグデータといいますか、そういった事業につきましては、しっかりとサービスの内容を確認してそれが小樽観光の課題解決にいかにつながるのか、こういった分野につながるのか、そういったことについてはしっかりと確認してまいりたいというふうに考えております。

また、最初の御質問になるかと思うのですけれども、いわゆる観光のデータ、DXについては、例えば現状の分析、分析の基盤の可視化ですとか、あとは観光客の顧客管理で使うですとか、消費を促進する、回遊性を促進する、いろいろなことに使う、利用可能なのかというふうに思っておりますし、観光庁でもそういった幾つかの分野で使えるのではないかとということで地方にお示しいただいているところであります。

まずいろいろと基礎的なデータとして観光客の動向ですとか、そういった動きが確かにビッグデータで取れると思いますので、取るということについては、必要性は認識しているところなのですけれども、あとは費用対効果ですとか、それをいかに今度活用できるか、具体的に言うと地域で稼げるような形になるかも踏まえて導入については判断してまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

片やいろいろなところで職員を使って実際にどれぐらいの人が流れているかとかという確認をして、その経年変化を把握するということが続けたりもしますけれども、より正確なものとして経年の変化を、例えばこういう状況に変わったから歩く人が変わってきただとか、こういうイベントがあったからこの時間に人が増えているだとか、そういった細かい分析ができる、そして効果を図ることもできると考えていますので、そういった部分、回遊性についての施策だとか環境の変化によった今言ったようなどのようにどのような人が変化したのかということをつかものになると思っておりますし、かければかけるほど、もちろんものとして出てくるのですが、市としてはやはり最小

のコストで最大の効果を得るといふ部分がありますので、そこの吟味は必ず必要だと思っておりますので、その辺はしっかりしていただいて課題はたくさんあると思っておりますけれども、しっかり行っていただきたいなと思っております。

あとは、最後ですけれども、やはり答弁していただいた部分に関しては、私も質問をしつ放しという部分ではなく、しっかり検証もしていきたいと思っておりますので答弁していただいた内容、そして、こちらの趣旨も伝え切れていない部分もありますが、しっかりとまたお話ししながら市政についてよりよいものをつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

小池二郎委員に移します。

○小池委員

◎分区条例の運用方針と調査結果について

分区条例の運用方針と調査結果について、先日、産業港湾部から提出いただいた資料から質問させていただきます。

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例運用方針を提出していただきましたが、条例とこの運用方針以外に許可に当たって、またはこのたびのような調査に当たって基準や要件はありますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

分区条例とそれに伴う施行規則、それとお示しました運用方針、これ以外にはありません。

○小池委員

条例に基づいた運用方針であれば、本来その運用には変更時期やその変更内容について、日付や変更内容についての記載をし、いつ、どのように変更されたのかが分かるようにしていくものと認識しておりました。

これらについては変更時期等について何も記載もなく、平成8年より運用されていく中で、いつ、どのような内容の変更がなされてきたのかわからないのですが、この点について認識をお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

運用方針の改正経緯でございますけれども、分区条例自体の改正に合わせて運用方針においても必要な修正が都度なされてきたというふうに認識をしております。

例えば、具体的な例でいいますと市長が指定する区域、平成16年の条例自体の改正、これは手宮地区ホームセンターの周辺ですとか、あるいは令和3年の第3号ふ頭の経済観光振興区域の指定、このときの変更が運用方針にも反映されている現状と認識をしております。

○小池委員

記載はされていないけれども、分区条例はいろいろ変わってきてはいると言っているのですが、それを記録されていないので、それを記録されていない理由はあるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

親条例といいますか、分区条例の改正に合わせて都度、運用方針も変えていっているのです、取り立てて運用方針で表現していく必要はないかというような判断でございます。

ただ、今後、議論にも上がっておりますけれども、新たな分区条例の改正をする上では委員のおっしゃるような改正の履歴ですとか、内規とはいえあったほうがしかるべきだと思いますので、それを検討していきたいと思っております。

○小池委員

記載されていないで分区条例が変わったときにいろいろ変わっているということで、記載はないですけども、把握はされているということでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

分区条例改正のタイミングで変更していますので、その把握はしております。

○小池委員

分区条例に係る現状調査結果について質問いたします。

まず、構築物Aについても、もともと食肉加工場として運用されている時点で漁港区には適さないと思いますが、許可に至った経緯をお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

漁港区の港区に合うようにということで令和2年から指導をはじめ、その後、是正指導に応じられ主にこの自社のすし店、これで扱う魚介類の加工場を取り入れた経緯があります。その後、令和4年12月に実際に工場内を視察させていただいて、漁港区に見合う魚介類の加工のエリアというのを確認し、適合の判断に至ったところでございます。

○小池委員

令和2年からの経緯ではなくてその前の経緯が知りたかったのですけれども、示せますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

令和2年に指導される前の状況については不明でございます。

○小池委員

不明ということは食肉加工場として事業をやりますよというのを許可したということが残っていないということですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

建築確認申請等が回ってきますけれども、構築物自体の増築やそういった変更ではございませんので、その業態について港湾室で許可したということはありません。許可はしておりません。

○小池委員

もともと適さない不適合と思われることが確認できた後でも、市の指導によってほんの一部でも事業内容を変えれば、その後問題なく事業を継続し続けるという認識でしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

当該港区に適合しない業態が一部混在する建築物につきましては、その業態が著しく当該港区の目的を阻害しないものであれば、建築物内における用途の割合を問わず適合物件としているところでございます。

○小池委員

今質問させていただいたことについてですけども、そのことは条例、運用方針のどの部分より確認できるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

この分区条例、運用方針において、具体的に表記はされておられませんけれども、これの根幹たる港湾法によっているところでございます。

具体的に言いますと、判断基準としては建築確認申請書ですとか土地建物の登記簿、法人登記簿等により、事業の概要、事業内容を確認した上で当該港区において認められている事業を行っている、一部でも行っている建築物については、悪質なものと、そういったものを除き適合物件としている現状であります。

○小池委員

構築物Eについてですが、商業登記簿の目的欄に船舶修理と記載されていることが適合物件の判断理由とのことですが、商業登記簿に記載されていれば適合となるということでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

日々の経済情勢とか事業を運営していく途中で、業務内容に変遷が見られる場合もあるとは思いますが、その事業者が事業の目的として登記している以上は、判断の一つの材料として、使っているという現状でありますので、載っていればイコールということではないですが、総合的に判断をしているところでございます。

○小池委員

頂いた調査のものには、商業登記簿の目的欄に船舶修理の記載があり適合物件と判断と書いているのですけれども、それは今言ったように総合的に判断したということですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

リクエストのありました資料につきましては、端的にそういうふうに表現はしておりますけれども、これのみでそうだということでは決してありません。

○小池委員

商業登記簿に記載さえされていれば、それに関わる事業が、例えば1年間ゼロだったとしても問題ないということでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

1年やればとか1日でもやればとかという期間の問題ではなく、やはり事業者が登記簿にこういう事業をやると明示している以上は、それを判断材料の一つにするということを進めております。もちろん先ほども申し上げましたけれども、最初はそうであったが、景気や経済動向が変化していく中で、業態も少しずつ変わっていくということは想定にはありますけれども、登記された事業形態というか業態が何日やればいいのかとかということは判断の基準にしておりません。

○小池委員

今おっしゃったことが運用方針のどこに載っているのかと思ったのですが、そういったことがどこかに記載されているということですか。最初は商業登記簿に載っていて、営業したけれども変わって行って、変わったからそれは問題ないということが、どこかにそれは示されているということでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

それを一つ端的にということではなくて、先ほども申し上げましたけれども、確認申請とか登記簿、法人登記、それから事業概要計画とか、いろいろなものを見て判断している上での一つの材料ということでございますので、一つ一つの材料を事細かに運用方針には載せていないところでありまして、こういったところも、基本的には港湾法の趣旨に立ち返って総合的に判断しているというところでございます。

○小池委員

もし掲載がないのであれば、それは何を基準に担当職員は適法と判断されているのでしょうかというので、今御答弁があったと思うのですが、総合的にいろいろなことを材料だというふうに言われてしまうと、それは何がどうだった、これがどうだった、だから適法だという判断が、それだったら人によって変わってしまうのではないかと思いますので、職員によって変わらないようにするために、恐らくこういった運用方針だったりとか、法律があると思うのです。

だから、そこが必ず載っていないとおかしいと思うのですが、判断をする基準がやはり運用方針に記載されていないのは問題だと思うのですが、それはどうでしょうか。

○（産業港湾）港湾担当部長

まず、我々の分区の適合の判断というところでは、今、港湾業務課長から説明させていただきましたが、基本的に新築の場合は、割とはっきりしています。条例に建築できる建物がきちんと明記されていますので、それに基づいて判断していくということになりますので、新築で確認申請があり分区の照会が来たときには、割と明確に判断をしていけるというところがございます。

それで、既存不適格の問題がやはり一番分かりづらいという部分もあるのですが、要するに、我々に申請なりが上がってこない中で、いつの間にか、内部でその当人が業種を変えたりだとか、もしくは譲渡して誰かが業種を変えたりとかという事態が起こります。

そういうときに、その建物が分区上どういふふうな扱いになっていくのかというところが、やはり一番判断として難しくなってくるのですが、その辺につきましては、先ほど港湾業務課長から説明させていただきましたけれども、基本的には、登記している内容が、まず実際の業種がどんなふうになっているかというヒアリングもいたしますし、その点、先ほどの登記関係の書類を見たりですとか実態を見ながら分区に適合している業種が確認できれば、それは基本的には認めているというのが基本的な考え方になります。

御質問の途中にもありましたが、例えば1年間、分区で規定している業種が行われなかった場合、それを、ではどうするのかという、これは別に1年間でなくても短い期間でもということもあるのですが、まず基本論としては、市の分区にきちんと適合した業種を目的として事業をやられているという、それが大原則にあります。

ただし、実際の景気変動ですとか、そのときの事情によって、その目的の、例えば前回の経済常任委員会でも出ていましたけれども、漁船の修理をしているという、それが例えば、その月に全くなかったりですとか、半年なかったりですとかという、たまたまそのときの事情によって認めている業種がなかった場合においても、主たる業種としてそれでやっているのであれば、もしくは法人登記しているのであればとか、そういったものを総合的に判断して、業種が事業内容が変わった業者に対してはそういったところで判断をしていっているというのが、私どもの運用の仕方でございます。

だから、新規の場合ははっきりしているのですが、既存不適格とかは、知らない間に業者が変わってしまったというものに対する評価については、分区条例もそうですし、運用基準もそうですし、また最終的には港湾法の精神に立ち返って、周りに対して著しい影響が出ているかどうかというのも含めながら判断しているというところがございます。

○小池委員

新規だから、分かりやすいからいい悪いということ、既存不適格だから分かりづらいからいい悪いということではなくて、公平公正の立場からしてみたら、運用方針でどちらもそれが適法なのか適法ではないのかというのを判断できるというのが分区条例であったり運用方針であったりすると思うのですが、そこは、新規だからとか、既存不適格だったりとかということではないのではないかと思います。

○（産業港湾）港湾担当部長

私が先ほど答弁させていただいたのは、新規でまずやる分につきましては、当然どんな事業をやるのかというところが分区条例に適合するのかわからないのかという大きな判断の分かれ目になりますので、それをしっかりと確認するのですが、その際はもう分区条例ではっきりと適合、言ってしまうと建築可能物件というのが明記されていますので、このときには、あまりそういうものに沿って担当の職員もきっちり可否判断ができるということで御説明をさせていただきました。

問題は、要するに過去からある建物で業種が変わったりですとか、その所有者が変わったりしていて、その業種が部分的に少し変化しているというものに対して、それを適合としているかどうかという判断をするのがやはり難しいところもあるのですが、その部分につきましては、先ほど来答弁させていただいた、言ってしまうと

現地へ行って事業内容をお聞きし、もしくは法人登記を調べ、実態を調べながら、そして港湾法の精神にのっとり最終的に総合的な判断をしているという考え方でございます。

○小池委員

質問の最後ですけれども、昨年9月の委員会において、港湾担当部長からも海鱗丸ビールのことについて答弁されておりました。その中で、既存不適格物件については、同じ業態で違う事業者が引き継ぐ場合は、それは我々としては運用上認めておりますのでと答弁されているのですが、これは条例や運用方針のどこに記載されているのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

既存不適格物件については建築基準法に準拠しておりまして、この内容につきましては、お渡しした運用方針の1ページ目に記載されているところでございます。

ちなみに、他港におきましても、建築基準法の考えを既存不適格物件については準拠しているというのは、主な他港にも聞きましたけれども、同じような方法でやられていると聞いております。

○小池委員

先ほど、構築物Aについてお聞きしたのですけれども、恐らく業態が前の業態から変わった業態になって、明らかに変わってしまっていて、誰が見ても分かるような状態だったと思うのですが、これに関しては、すぐに違法というか漁港区には見合っていないよということは、すぐされてはいないということですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

先ほども答弁させてもらいましたけれども、スタートが令和2年ですから、それ以前のことは内部調査も行っていないでし、分からなかった状況でございます。

○小池委員

私もまだ少し分かっていないのですけれども、令和2年から工場ができたということですか。何が令和2年からなのか、もう一回お聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

建物ができたのはもっと前ですけれども、そういった周りからの情報とかも聞いて、社長にお会いして、漁港区に見合う業態に是正してくれないかということで指導を始めたのが令和2年です。

○（産業港湾）港湾担当部長

この構築物Aについての経過でございますけれども、私も当時、港湾室に在籍していませんでしたから、はっきりしたことは言えませんが、当然、例の高島での問題が起きたときに、あの辺のことも話題として出ていたのではないかとこのように思っております。ですから、そのぐらいから、当時の港湾室の職員も、業態が分区に合致していないのではないかと、その辺のことについては情報として持っていたのではないかとはいえます。

ただ、私も、令和2年から実際に分区の指導を株式会社FOOD COLLECTにしましたが、まずもって1社限定でというのはなかなかできないものですから、例えば、臨港地区内にある、言ってしまうと、このような不適格物件ですね、この辺の状況がどんな具合になっているのかと、やはり指導するに当たっても公平に指導していかなければならないということもありますので、私も令和2年からやったというのは、それ以前に少しずつ調査をしながら、情報とか取りながら、分区の不適格物件の調査をしつつ準備をしてきたということなのですが、令和2年度からは、株式会社FOOD COLLECTには、はっきりとした状況も分かりましたので、基本的には今後、臨港地区内にあるものについてはきっちりと対応するというを前提にして、令和2年から株式会社FOOD COLLECTにも指導に当たったということでございます。

○小池委員

最初に9月のときに質問したときに、分区条例全体を見直す計画をしておりますしということで、分かりやす

く明確に判断できるように新たな見直しをした分区条例にしていまいますということもおっしゃっていたので、分かりやすくする上で、逆に言うと分かりにくいなと思っているのですが、これまで様々な質問をさせていただきましたが、このような不安定の中で、現状漁港区で運営されている事業者の方々は、不安や心配が多いのではないかと思います。

その判断基準として、分区条例や運用方針がありますが、それを見てもなかなか判断できないことや分かりづらいことは、解釈によって判断が変わることがあってはならないと思います。だからこそ、判断する上で、どこに記載されているのが重要だと思います。最後に、この点についてお聞きいたします。

○（産業港湾）港湾業務課長

新たなといいますか、今度改正する条例におきましては、冒頭の議論の中にも出ていましたけれども、極力条例の中で限定列举したりして、そこで読み取れるといいますか、しかも、それをホームページ上で表現するですか、あるいは、今の分かりづらい既存不適格の考え方とか、業態が変わろうとするときみたいな具体的なものを事例といいますか事項としてホームページ上でうたっていくなど、明確化、分かりやすさというものに努めてまいりたいと思います。

○小池委員

◎公園について

公園について聞きます。

以前、公園についても質問させていただきました。特に、築港臨海公園については多くの質問をさせていただきましたが、これまでの4年間で築港臨海公園における取組をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

築港臨海公園におけます維持管理の取組につきましては、これまでも遊具の点検ですとか草刈りのほか、損傷した施設の修繕などを行ってきたところでもありますけれども、直近4年で申し上げますと、時計やウッドデッキの修繕、あと試験的ではありますが、トイレトペーパーの設置ですとか、遊具の修繕、トイレの施設の修繕などの取組を行ってきたところでもあります。

○小池委員

今、人口減少対策で子育て支援とかもいろいろ言っている中で、私は本会議でも、公園については何度も質問をさせていただいているのですが、ほかの公園もそうですけれども、やはり築港臨海公園がすごくいい公園だと私は思っていて、この公園をもっと生かせないかとずっと考えていましたが、現状を見たら、なかなか壊れている部分とかトイレトペーパーがなかったりなど、こういったことで、まずはそういったところを整備して人を呼び込むということが必要かと思っていました。

その木製部分の階段の改修や時計の改修、またはトイレのトイレトペーパーの設置など、多くの取組は、本当に利用される方にとって大変喜ばれることだと思います。

でも、そもそも壊れたまま何年も経過しているということ自体が、私としては少し問題だと思いましたが、そこで質問ですが、これまで壊れたり直したりした経過など、そういったものは記録されて残されているのでしょうか。

また、壊れたときに、これを直す直さないの判断はどのようにされてきたのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

施設が壊れたりしている状況などにつきましては、パトロール等で状況を確認しているところでございますけれども、維持修繕に関して公文書としてのものではありませんが、施設修繕を行った際の成果品である写真帳ですとか、そういったものの修繕した記録の取りまとめは行っているところでございます。

直す直さないの判断につきましては、限りある予算の中で、施設の危険性、緊急度に応じまして優先度を勘案して判断しているところでございます。

○小池委員

ちなみに、トイレットペーパーを試験的につけていただいていたけれども、来年度もつけていただけるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

常設するという事について一番懸念していたのは盗難と申しますが、そういうことだったのですけれども、そういうものは見受けられませんでしたので、はっきりは言えませんが、また次年度も設置していきたいなどは担当レベルでは今考えております。

○小池委員

あと、木製部分の凹凸になっているところも、来年度、またひとつ修理していただけるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

今の内容につきましては、ウッドデッキの角のところだと思いますけれども、そちらについても、引き続き修繕を進めてまいりたいと考えております。

○小池委員

◎アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」について

最後に少し気になったので、報告を聞いての中で、アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」についてで、商店街への要望欄では、子供の遊び場、休憩スペースなどを書いていました。私は個人的にいろいろと子供の遊び場のことをやっています、商店街への要望で子供の遊び場というのはどういうものなのかというのがすごい分からなくて、小さい頃、商店街に行ったときに、小さいゲームセンターとか、そういうものが遊び場なのか分からないのですけれども、そういったものをイメージしたのですが、この子供の遊び場とはどういうものをイメージされますか。

○（産業港湾）津田主幹

具体的にはあまり考えていないのですけれども、小さな子供などを遊ばせるスペースですとか、お休みできるスペースですとか、そういった親子連れで楽しめるようなスペースを求められていると考えております。

○委員長

小池二郎委員の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時08分

再開 午後5時17分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については、不採択を主張し討論します。

陳情者が求める一定の面積を皆伐し天然林に戻していくというのは、これまで述べてきたとおり環境に大きな影響が懸念されるため、賛成はできません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末日をもって退職される説明員の方がおられますので御紹介申し上げます。

(説明員紹介)

○委員長

退職なさる説明員におかれましては、長年にわたり、市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表します。ありがとうございました。

今、委員を代表いたしまして、感謝を申し上げますが、これからも、まだまだ人生続きますので、健康に十分留意され、活躍されることを心から祈念申し上げますし、大変お疲れさまでした。

最後ですが、私ども委員も改選期を迎えまして、中村吉宏副委員長とともに、この4年間、真摯に討議をさせていただきました。本当にありがたいことだと思っておりますし、代表して私から挨拶します。事務局の方もいろいろとお世話になりました。

本日は、これをもって散会いたします。